

# 山鹿市

第 4 期 障 害 者 計 画

第 7 期 障 害 福 祉 計 画

第 3 期 障 害 児 福 祉 計 画

令和 6 年 3 月

熊本県 山鹿市



## 山鹿市

第 4 期 障 害 者 計 画

第 7 期 障 害 福 祉 計 画

第 3 期 障 害 児 福 祉 計 画

## 【目次】

■□ 総論 □■ .....	1
第1章 計画策定の前提 .....	2
1 計画策定の背景 .....	2
2 計画の概要 .....	3
3 障がい者をめぐる施策の動向 .....	6
第2章 障がい者をめぐる状況 .....	8
1 総人口の推移 .....	8
2 障がい者の状況 .....	9
3 アンケート調査結果からみる障がい者の状況 .....	18
4 アンケート調査による障害福祉サービスの在り方 .....	50
第3章 計画の基本課題 .....	57
1 ニーズの多様化に対応した総合的な支援の推進 .....	57
2 就労しやすい環境づくりの推進 .....	57
3 福祉サービスの提供体制の整備・充実 .....	58
4 全ての市民がお互いを尊重できる社会づくりの推進 .....	58
5 全ての市民が暮らしやすい“ふくしのまちづくり”の推進 .....	58
■□第4期障害者計画編□■ .....	59
第1章 計画の基本目標と体系 .....	60
1 計画の基本目標 .....	60
2 施策の体系 .....	61
第2章 障がい者に向けた施策の推進 .....	62
施策推進の方向1 人権を尊重し共に認め合う .....	62
1 啓発活動の推進 .....	62
2 生涯学習や交流の機会の充実と地域福祉の推進 .....	63
施策推進の方向2 地域での自立した生活を支え合う .....	64
1 保健・医療・福祉などの充実（総合的な支援ネットワークの充実） .....	64
2 障害福祉サービスの充実 .....	65
3 就労支援と雇用機会の拡充 .....	67
施策推進の方向3 障がい児の健やかな育成を支援する .....	68
1 障がい児の保育・療育・教育の充実 .....	68

施策推進の方向4 生活の安全を地域で支える.....	69
1 安心・安全な生活環境づくり.....	69
2 障がい者に配慮した防犯・防災対策の推進.....	70
施策推進の方向5 安心できる相談・支援体制をつくる.....	71
1 安心を支える相談体制の充実.....	71
2 生活を支える情報提供の充実.....	72
<b>■□障害福祉計画・障害児福祉計画編□■</b> .....	73
<b>第1章 国の指針に基づく数値目標</b> .....	74
1 施設入所者の地域生活への移行.....	74
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	75
3 地域生活支援の充実.....	76
4 福祉生活から一般就労等への移行状況.....	77
5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備.....	78
6 相談支援体制の充実・強化等.....	79
7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築.....	80
8 発達障がい者等に対する支援.....	80
<b>第2章 障害福祉サービスの実績と必要量の見込み</b> .....	81
1 訪問系サービス.....	81
2 日中活動系サービス.....	83
3 居住系サービス.....	87
4 相談支援.....	89
<b>第3章 地域生活支援事業等の実績と必要量の見込み</b> .....	91
1 必須事業.....	92
2 任意事業.....	101
<b>第4章 障がい児支援の実績と必要量の見込み</b> .....	105
1 障害児通所支援.....	105
2 障害児相談支援.....	110
3 その他の事業.....	111
<b>■計画の推進体制の確保と進捗管理</b> .....	112
1 関係機関との連携.....	112
2 計画の進行管理.....	112
<b>■資料編</b> .....	113



■ □ 総 論 □ ■

# 第1章 計画策定の前提

---

## 1 計画策定の背景

---

現在、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等の様々な要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも多様化しています。また、難病、発達障がい、高次脳機能障がいといった様々な障がいへの対応も求められています。

これらに対応すべく国においては、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が閣議決定され、「共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援」することを基本理念とし、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するなどの方向性が示されました。

このように、障害福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、障がい者が自らの意思により地域で自立した生活を送ることのできる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなっています。

本市では、国の動向や本市の実情に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、平成30年3月に「山鹿市第3期障害者計画」を策定し、「誰もが自立し安心して生活できる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、地域や関係機関等と連携した総合的な取組を推進してきました。

そして令和3年3月に「山鹿市第6期障害福祉計画・山鹿市第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供基盤の計画的な整備を行ってきました。

このような中、「山鹿市第3期障害者計画」及び「山鹿市第6期障害福祉計画・山鹿市第2期障害児福祉計画」が令和5年度末に計画期間を満了することから、これまでの施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たな「山鹿市第4期障害者計画」及び「山鹿市第7期障害福祉計画・山鹿市第3期障害児福祉計画」を策定することとしました。

## 2 計画の概要

### (1) 計画の法定根拠と性格

#### ①山鹿市第4期障害者計画

障害者計画とは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

##### **障害者基本法 第11条第3項**

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

#### ②山鹿市第7期障害福祉計画

障害福祉計画とは、障がい者の日常生活及び社会生活も包括的に支持するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画として、山鹿市における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者計画が障がい者のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

##### **障害者総合支援法 第88条第1項**

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

#### ③山鹿市第3期障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成できるとされています。

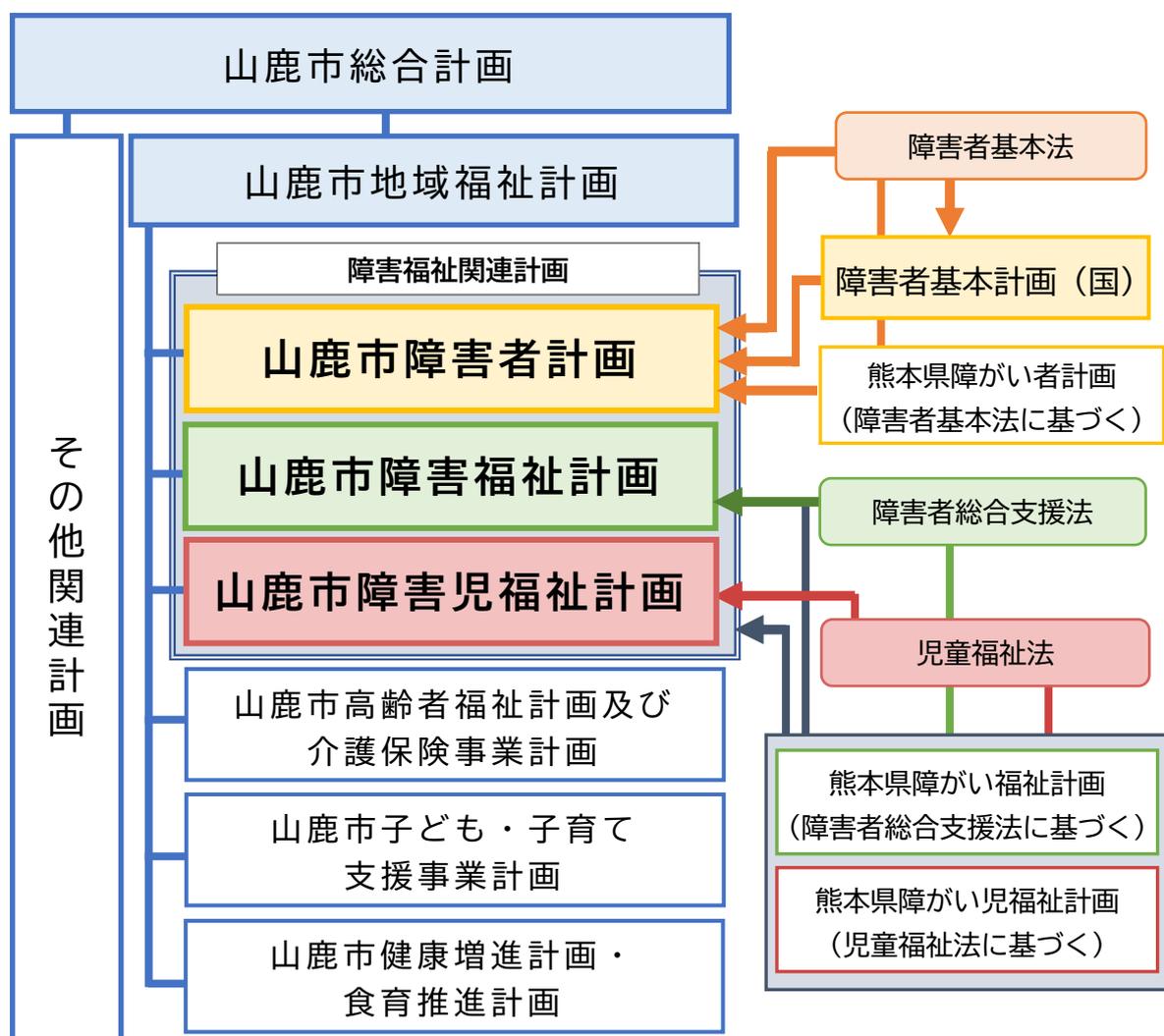
##### **児童福祉法 第33条の20第1項**

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

## (2) 本計画と他の計画との関連

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた第2次山鹿市総合計画の分野別計画として位置付けられ、福祉分野の上位計画である地域福祉計画、個別計画である高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

【位置付けのイメージ】



### (3) 計画の期間

「第4期山鹿市障害者計画」の計画期間を令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期山鹿市障害福祉計画・第3期山鹿市障害児福祉計画」の計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

計画名	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障害者計画	<b>第4期山鹿市障害者計画</b>					
障害福祉計画	<b>第7期計画期間</b>			<b>第8期計画期間</b>		
障害児福祉計画	<b>第3期計画期間</b>			<b>第4期計画期間</b>		

### (4) 計画の対象者

障害者基本法第2条第1号においては、「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。

すなわち、本計画が対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人等、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

なお、「障害児」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある幼児・児童生徒のことを示しますが、区分していない場合、年齢は問わないものとします。

### 3 障がい者をめぐる施策の動向

#### (1) 国の動向

障害福祉施策に関する、直近の主な動きは以下のとおりです。

##### 最近の施策の主な動き

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(H30.6)
○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(R1.6)
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適性化等を図るための関係法律の整備に関する法律(R1.6)
○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(R2.4)
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(R2.5)
○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(R2.6)
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る検討会報告書 (R3.3)
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6)
○障害児通所支援の在り方に関する検討会報告 (R3.10)
○難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針 (R4.2)
○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、附帯決議 (R4.5)
○改正児童福祉法 (R4.6)
○地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書 (R4.6)
○障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し障害者部会報告書 (R4.6)
○子ども家庭庁設置法・子ども基本法 (R4.6)
○第5次障害者基本計画 (R5.3)

直近の動きでは、「幅広い障害特性への対応」「権利擁護の推進」「精神障害への対応」「障害児への対応」「アクセシビリティの改善」がキーワードとして挙げられると考えます。特に「アクセシビリティの改善」については、国が現在検討している「第5次障害者基本計画」においても、ICTの利活用を含めて大きく追記することが案として出されている状況です。

上記の5つのキーワードは、全て「誰もが感じる暮らしやすさ」につながっていると捉えられます。国が推進する「地域共生社会の実現」に向けて、法制度の整備をはじめとした様々な施策が推進されていることも背景にあると考えられます。

## (2) 熊本県の動向

熊本県では、平成23(2011)年7月に、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会(共に生きる熊本)の実現を目指し、「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、平成24(2012)年4月1日から全面施行しました。

「第6期熊本県障がい者計画(くまもと障がい者プラン)」(令和3年3月)においては、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指す姿と掲げ、3つの基本理念と5つの重点化の視点のもと、施策の取組の充実を図ることとしています。

また、これまでの課題として、①県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組、②地域生活への移行支援・地域生活支援、③家族に対する支援、④障がい特性に配慮した支援が挙げられており、本計画の策定においても上記4点を考慮して検討を進めていくことが重要であると考えます。

### 第6期熊本県障がい者計画の概要

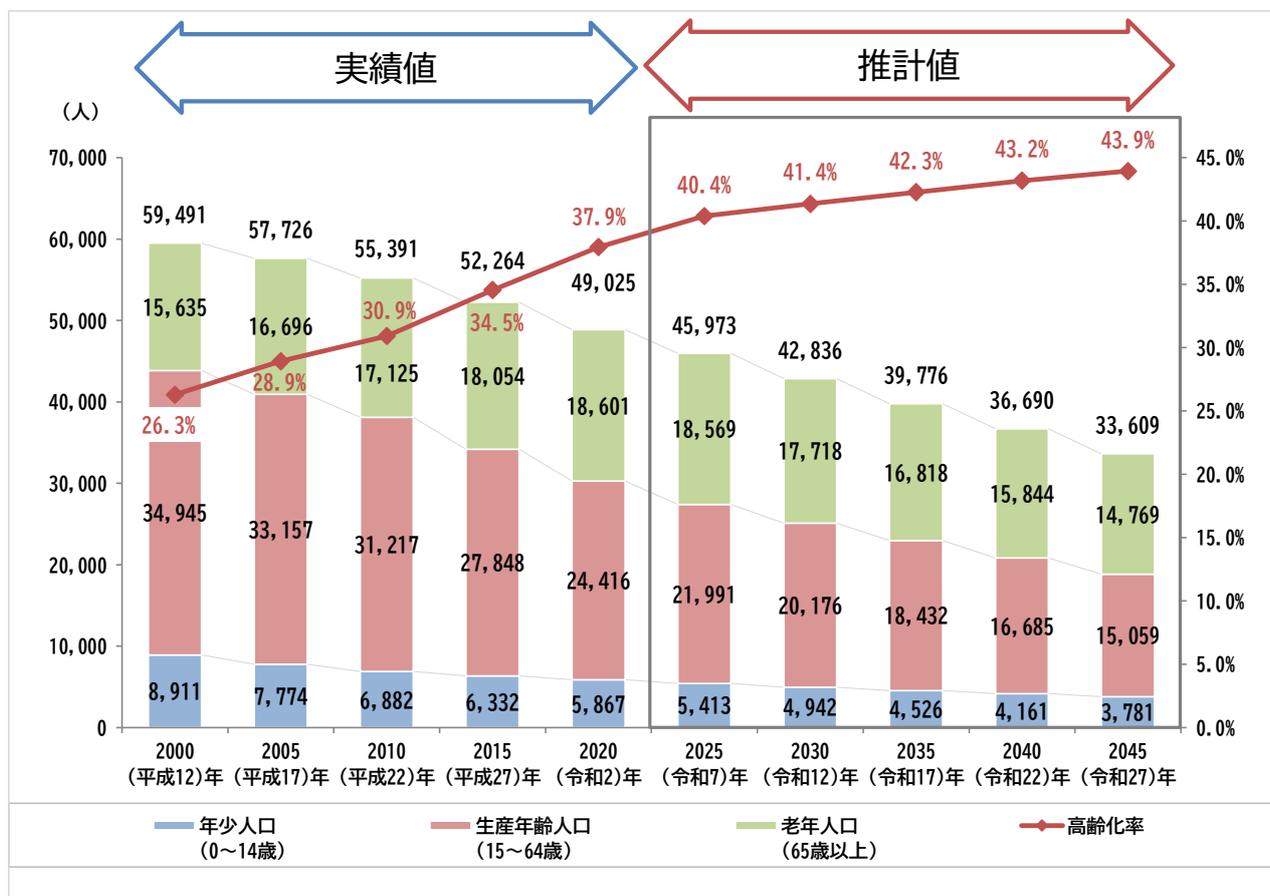
目指す姿	
障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現	
基本理念	
1	障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
2	自らの選択・決定・参画の実現
3	安心していきいきと生活できる環境づくり
重点化の視点	
1	県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
2	地域で安心して生活できるための支援
3	家族等に対する支援
4	障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
5	災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

## 第2章 障がい者をめぐる状況

### 1 総人口の推移

本市の総人口は、令和2年では49,025人となっており、年々減少を続けています。年少人口、生産年齢人口は総人口と同様に減少を続ける一方で、高齢者人口は増加傾向にありますが、令和12年以降減少に転じる推計となっています。

令和2年の高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は37.9%と、市民の約3人に1人以上が高齢者となっており、令和7年には約4割を超える推計となっています。

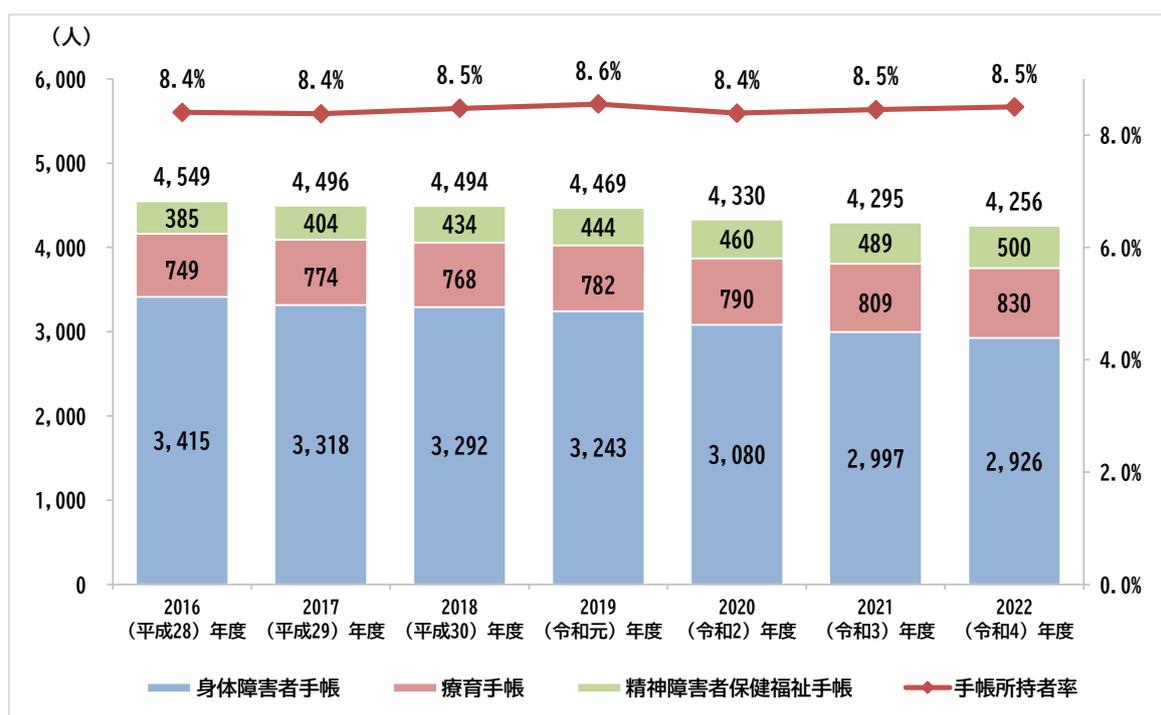


出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、社人研（令和7年～令和27年）

## 2 障がい者の状況

### (1) 障がい者（全体）の状況

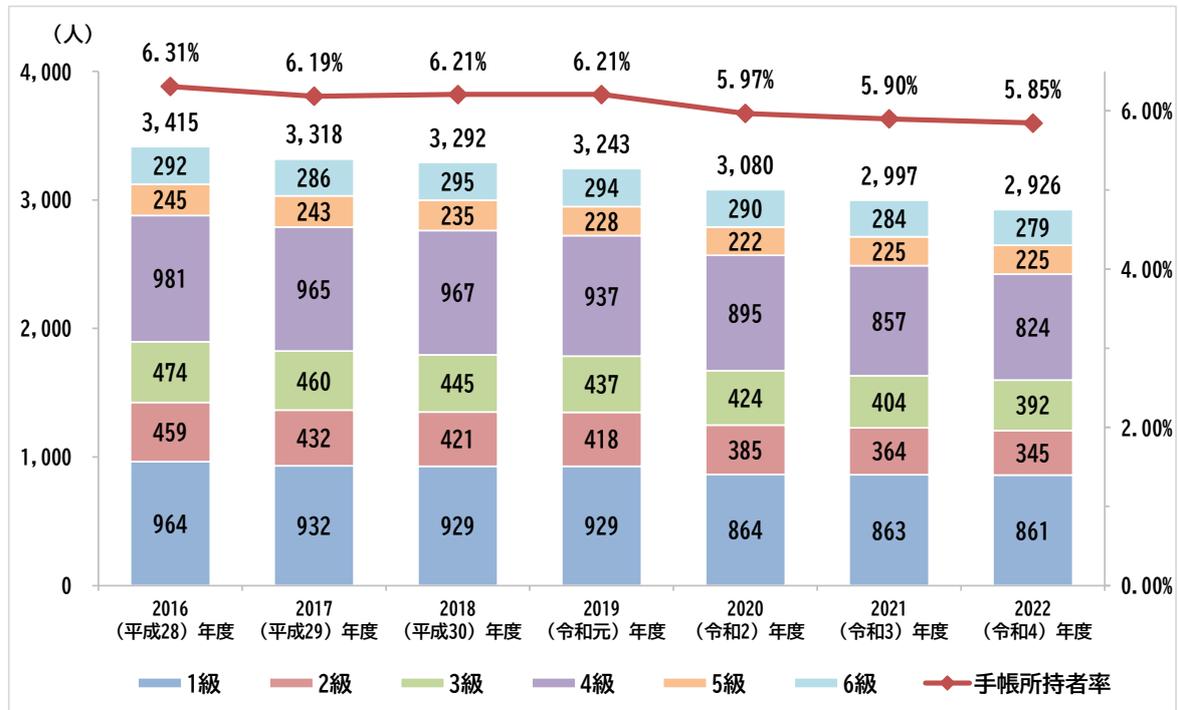
令和4年度末現在の障害者手帳所持者数は4,256人（身体障害者手帳：2,926人、療育手帳：830人、精神障害者保健福祉手帳：500人）となっています。平成28年度と比較すると、身体障害者手帳は489人減少、療育手帳は81人増加、精神障害者保健福祉手帳は115人増加しています。



出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

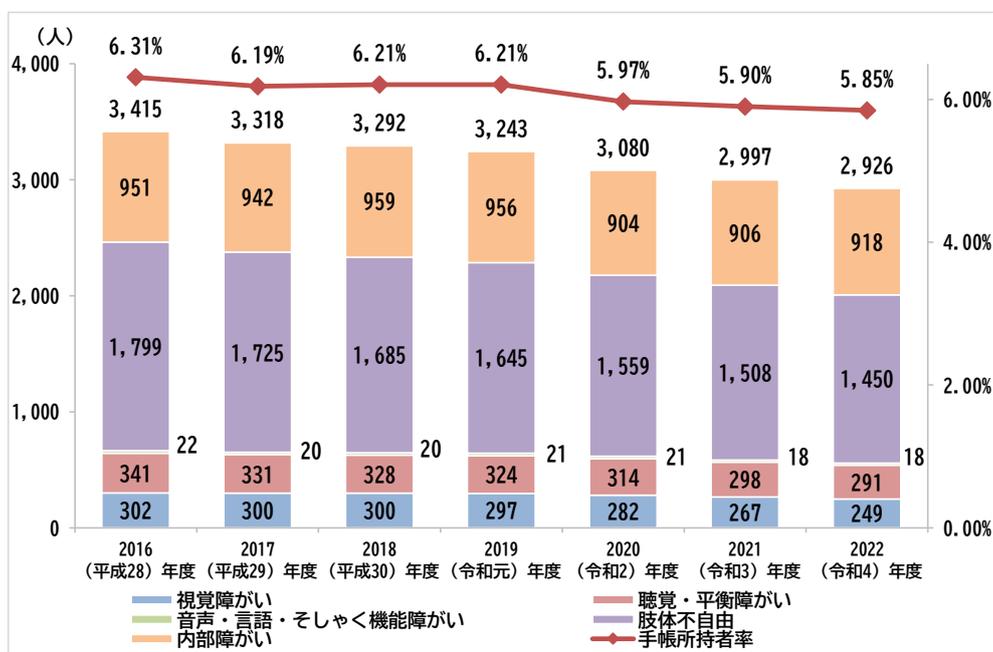
## (2) 身体障害者手帳保持者の状況

身体障害者手帳所持者を等級別に見ると、どの等級も減少傾向にあります。また、「1級」、「4級」が多くを占めています。



出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

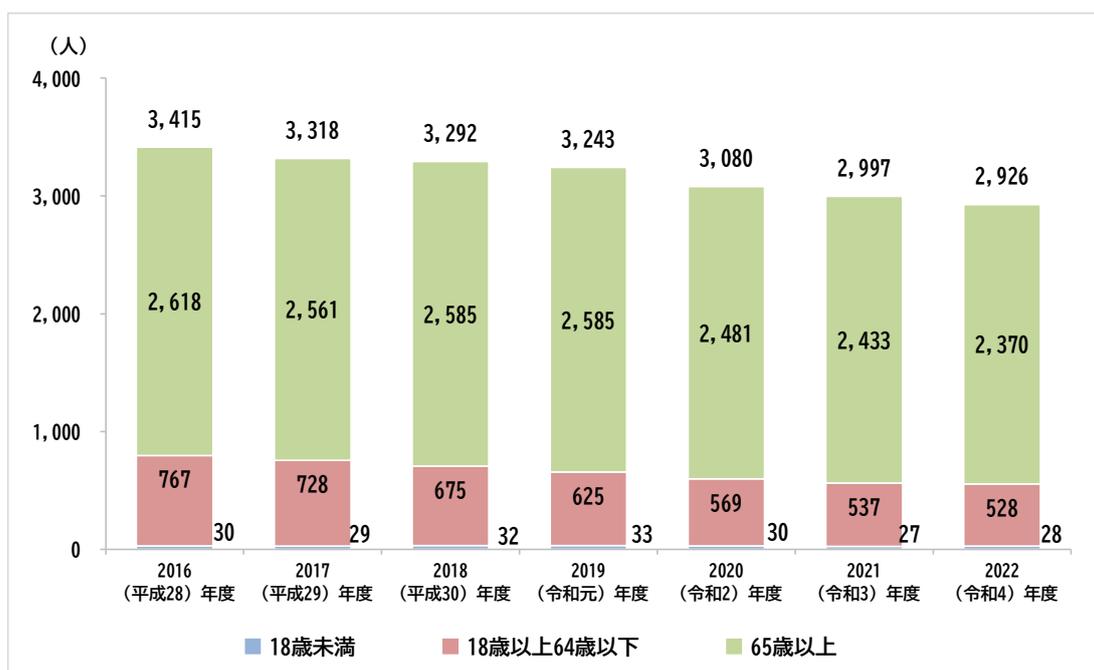
身体障害者手帳所持者数を障がい部位別にみると、令和4年度末現在「肢体不自由」が1,450人で最も多く、次いで「内部障がい」(918人)、「聴覚・平衡障がい」(291人)、「視覚障がい」(249人)、「音声・言語・そしゃく機能障がい」(18人)となっています。



出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、令和4年度末現在「18歳未満」は28人、「18～64歳」は528人、「65歳以上」は2,370人となっています。

年齢別構成比の推移でみると、令和2年度以降「65歳以上」が8割以上を占めています。



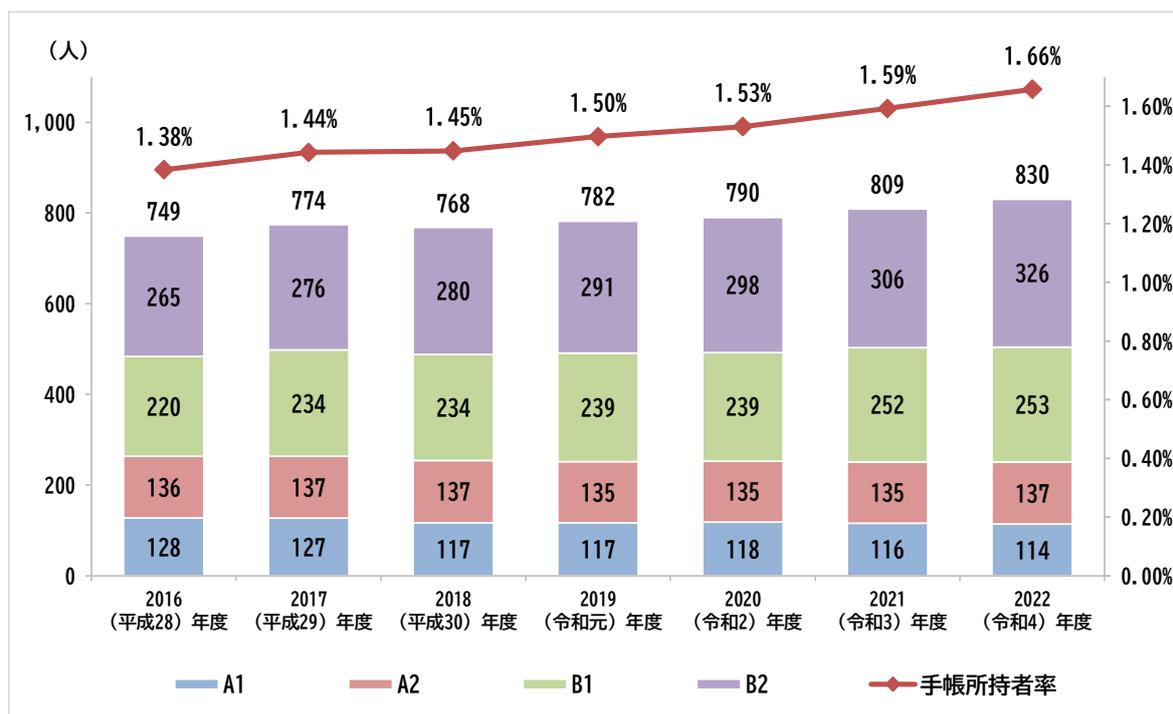
出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

### (3) 療育手帳保持者の状況

令和4年度末現在の療育手帳所持者数は830人（「A1」114人、「A2」137人、「B1」253人、「B2」326人）となっており増加傾向にあります。

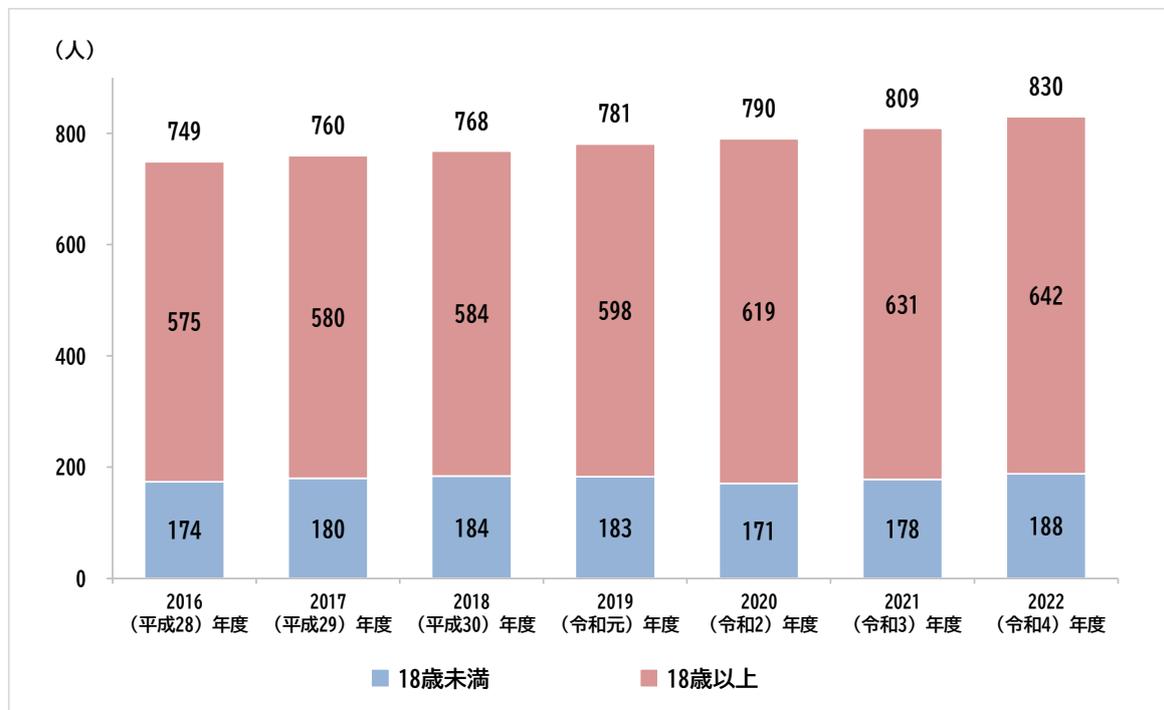
判定別の推移で見ると、「療育手帳A1.A2」はほぼ横ばい、「療育手帳B1.B2」は増加しており、全体としては増加傾向を示しています。

判定別構成比の推移で見ると、いずれの年度も「療育手帳B」が「療育手帳A」を上回り、年々その傾向は強くなっています。



出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

令和4年度末現在の療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は188人、「18歳以上」は642人となっており、「18歳未満」は微増傾向、「18歳以上」は増加傾向にあります。年齢別構成比の推移で見ると、いずれの年度も「18歳以上」が7割以上を占めています。



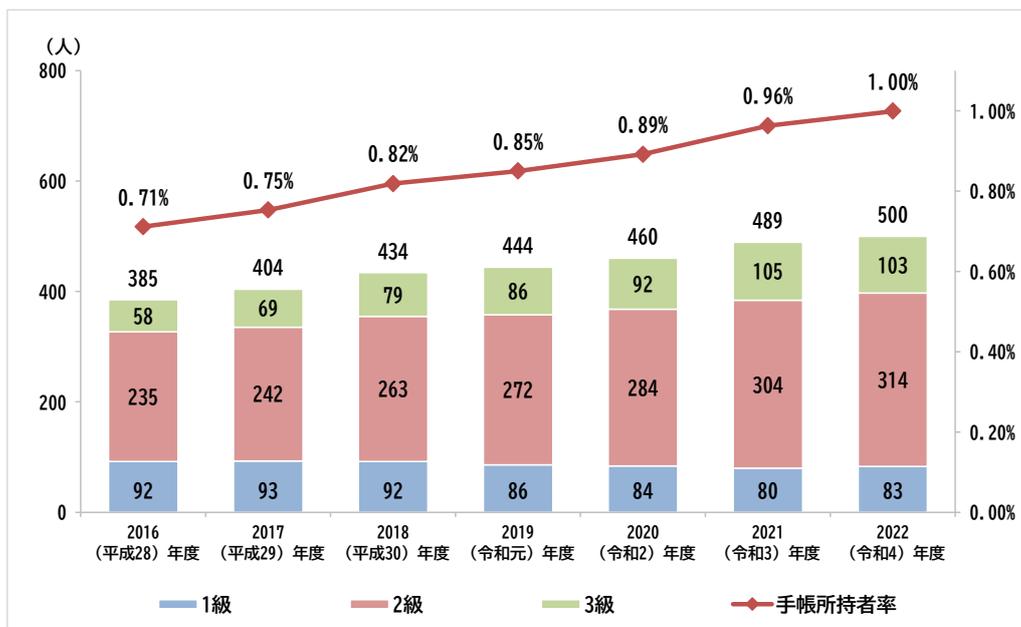
出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

## (4) 精神障害者保健福祉手帳保持者の状況

令和4年度末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は500人（「1級」83人、「2級」314人、「3級」103人）となっており、増加傾向にあります。

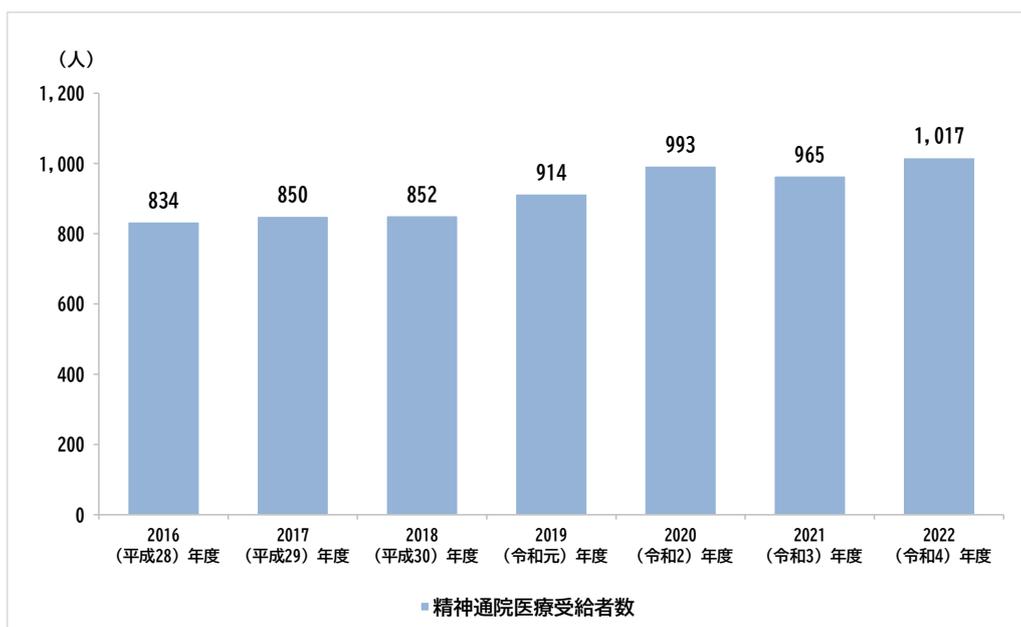
等級別の推移をみると、「2級」、「3級」は全体と同様に増加傾向にあるものの、「1級」は減少傾向にあります。

等級別構成比の推移をみると、「2級」が約6割を占めています。



出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

令和4年度末現在の精神障害者医療費公費負担の受給者数は、1,017人となっています。受給者数の推移をみると、増加傾向にあります。

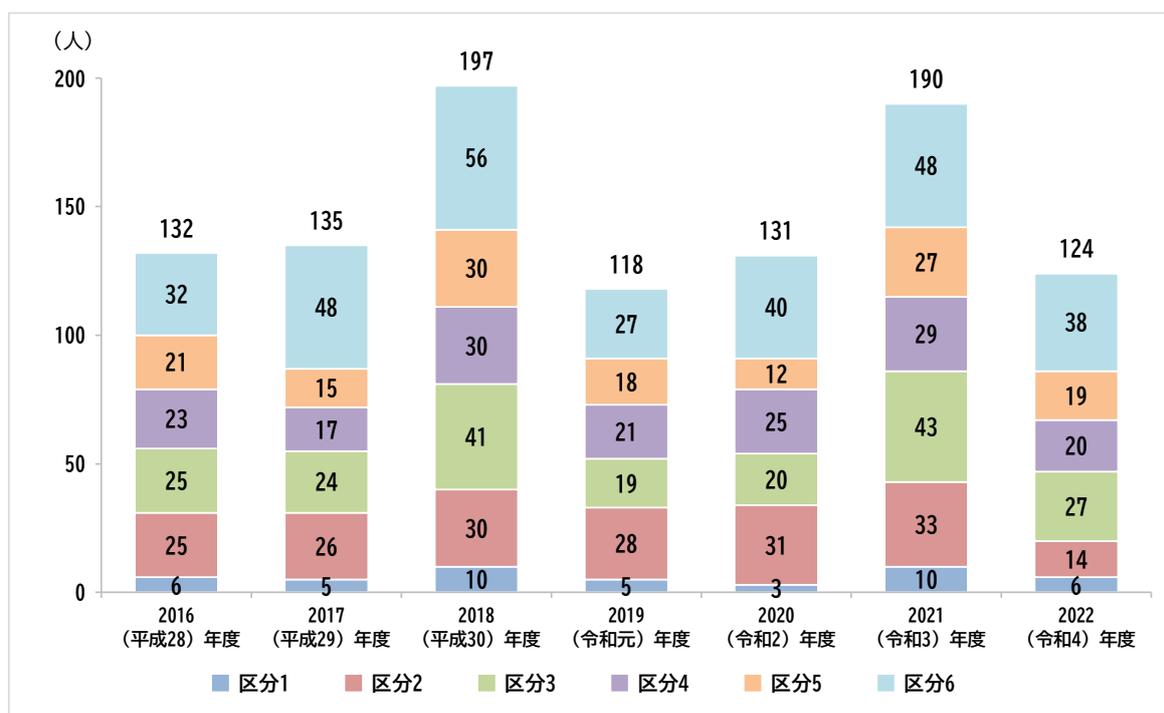


出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

### (5) 障害支援区分別認定者

各年度の障がい者の障害支援区分認定者数を障害支援区分別にみると、「区分6」が最も多く、全体の約2割～3割を占めています。

平成30年度、令和3年度の認定者数が多いのは、認定期間で一番多いのが3年間であるため、区分見直しの年度が集中するためです。

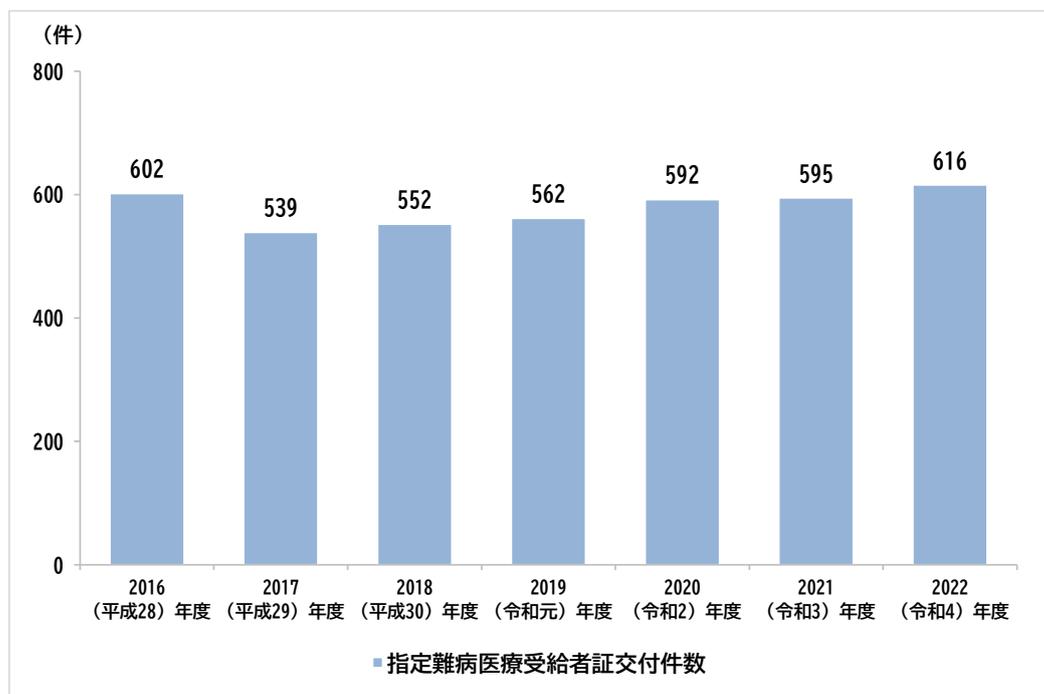


出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

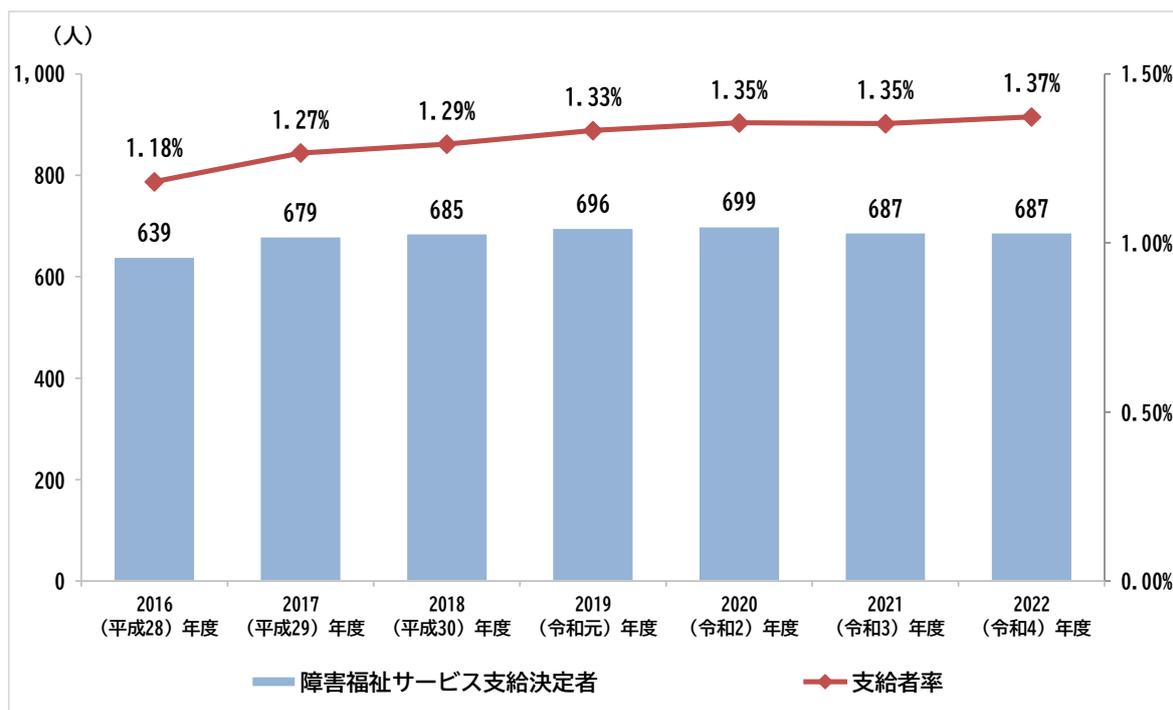
## (6) 指定難病に係る医療費の助成状況など

令和4年度末現在、指定難病医療受給者証交付件数は616件であり、平成29年度以降増加傾向にあります。

障害福祉サービス支給決定者はほぼ横ばいで推移していますが、支給者率は増加傾向となっています。



出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）



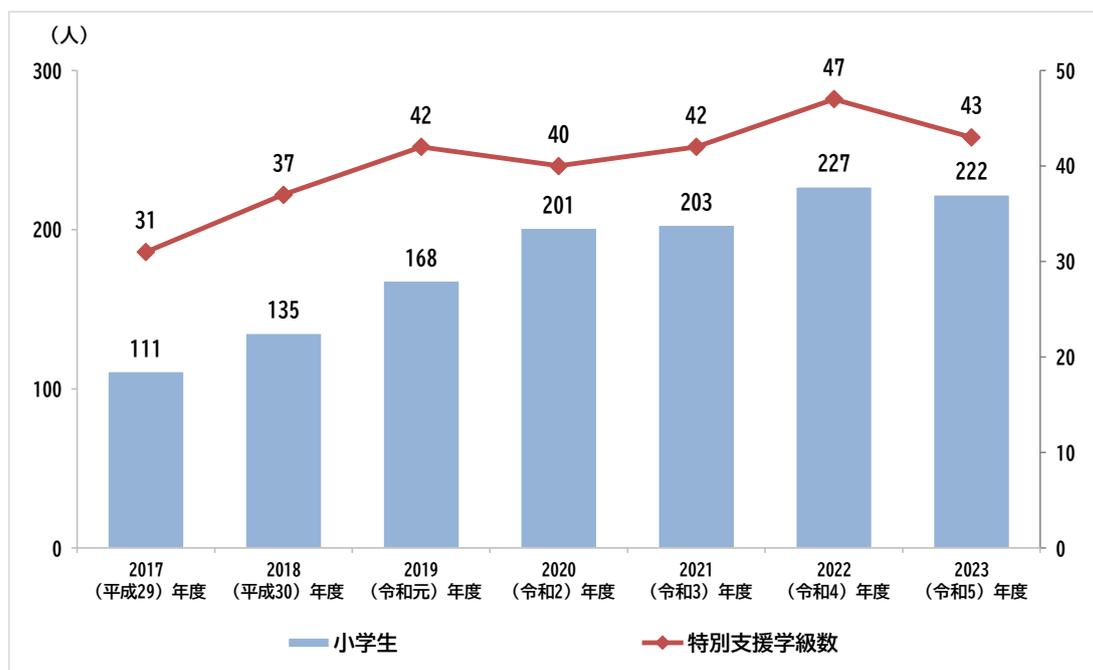
出典：山鹿市福祉課（各年度末現在）

## (7) 就学状況

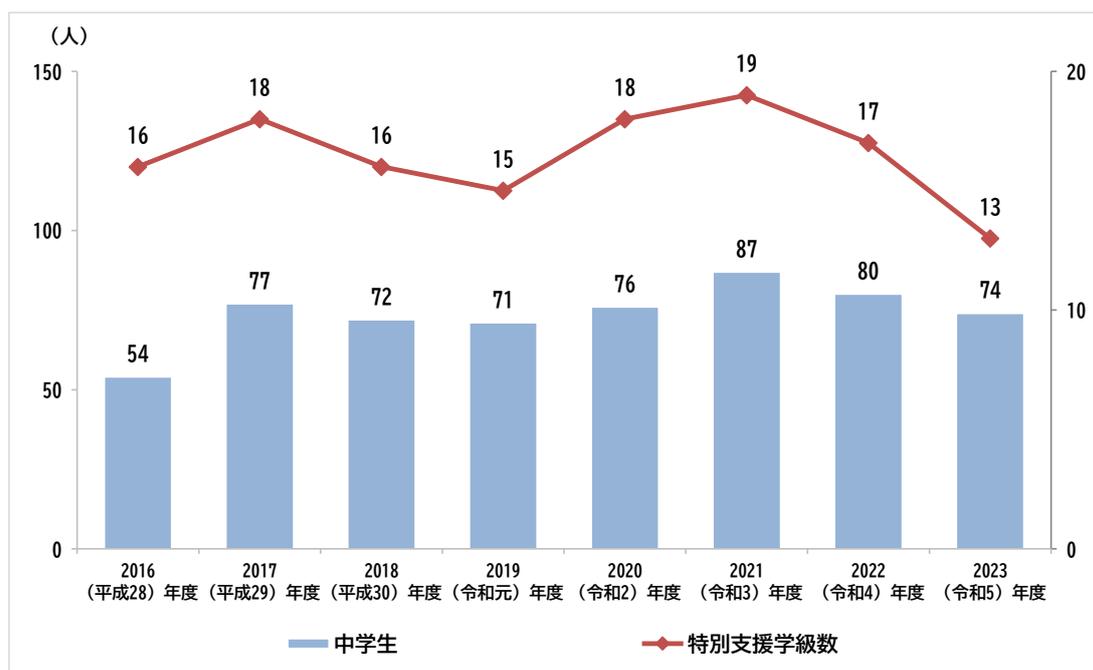
令和5年度4月1日現在、山鹿市内の小学校における特別支援学級児童数は増加傾向ですが、中学校における特別支援学級生徒数は平成29年度以降80人前後で推移しています。

障害福祉サービスにおいては、支援を必要とする児童生徒の一時預かりや、長期休暇中の過ごし方として、日中一時支援事業や放課後等デイサービスへのニーズが増加しています。

家族の負担軽減や、療育支援体制の整備が必要となります。



出典：山鹿市福祉課（各年度4月1日時点）



出典：山鹿市福祉課（各年度4月1日時点）

### 3 アンケート調査結果からみる障がい者の状況

---

本計画の策定に当たって、市民の意見や要望を把握するため、障がい者に対するアンケート調査を実施しました。

これ以降、アンケート調査における障がい者の実態や意向等を見てみます。

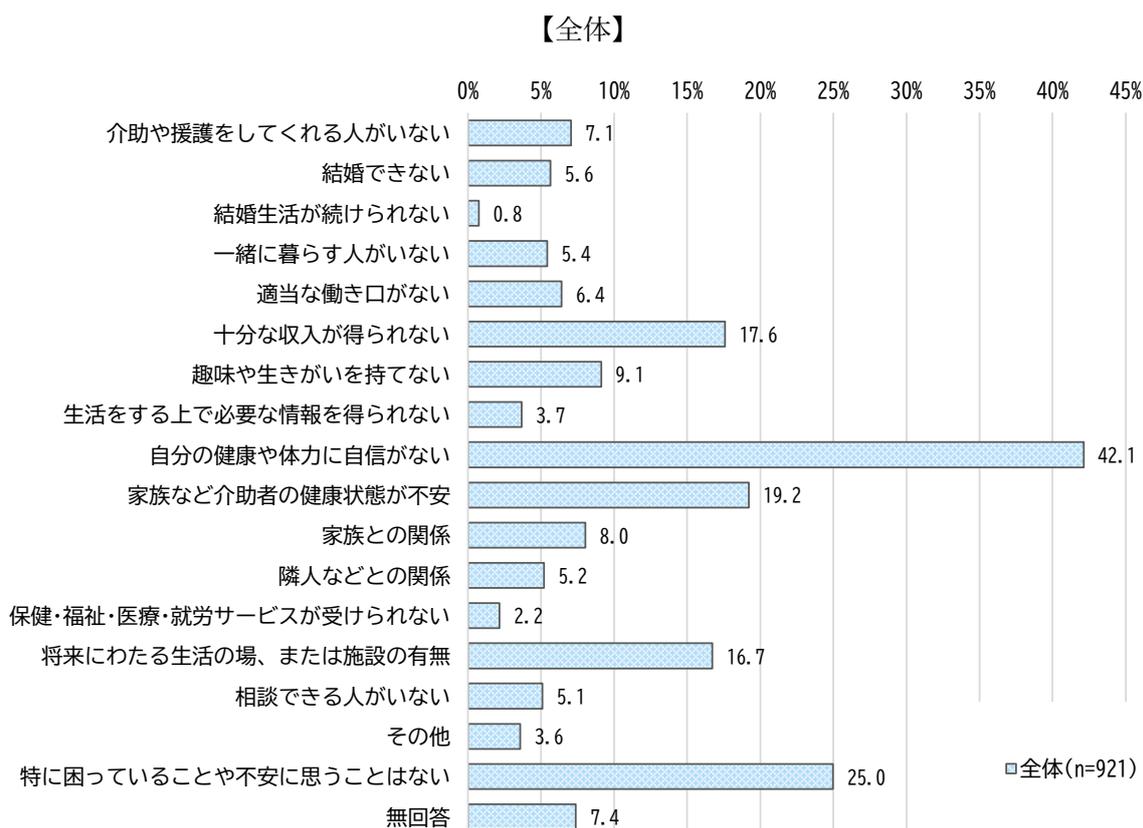
調査対象数	2,000 名
調査対象及び抽出法	山鹿市にお住まいの市民 2,000 人を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和 5 年 4 月
回収率	46.5%

## (1) 日常生活上の問題

現在の生活の中での困りごとや将来に対する不安・悩み等については、「自分の健康や体力に自信がない」が42.1%と最も高く、次いで「特に困っていることや不安に思うことはない」が25.0%、「家族など介助者の健康状態が不安」が19.2%となっています。

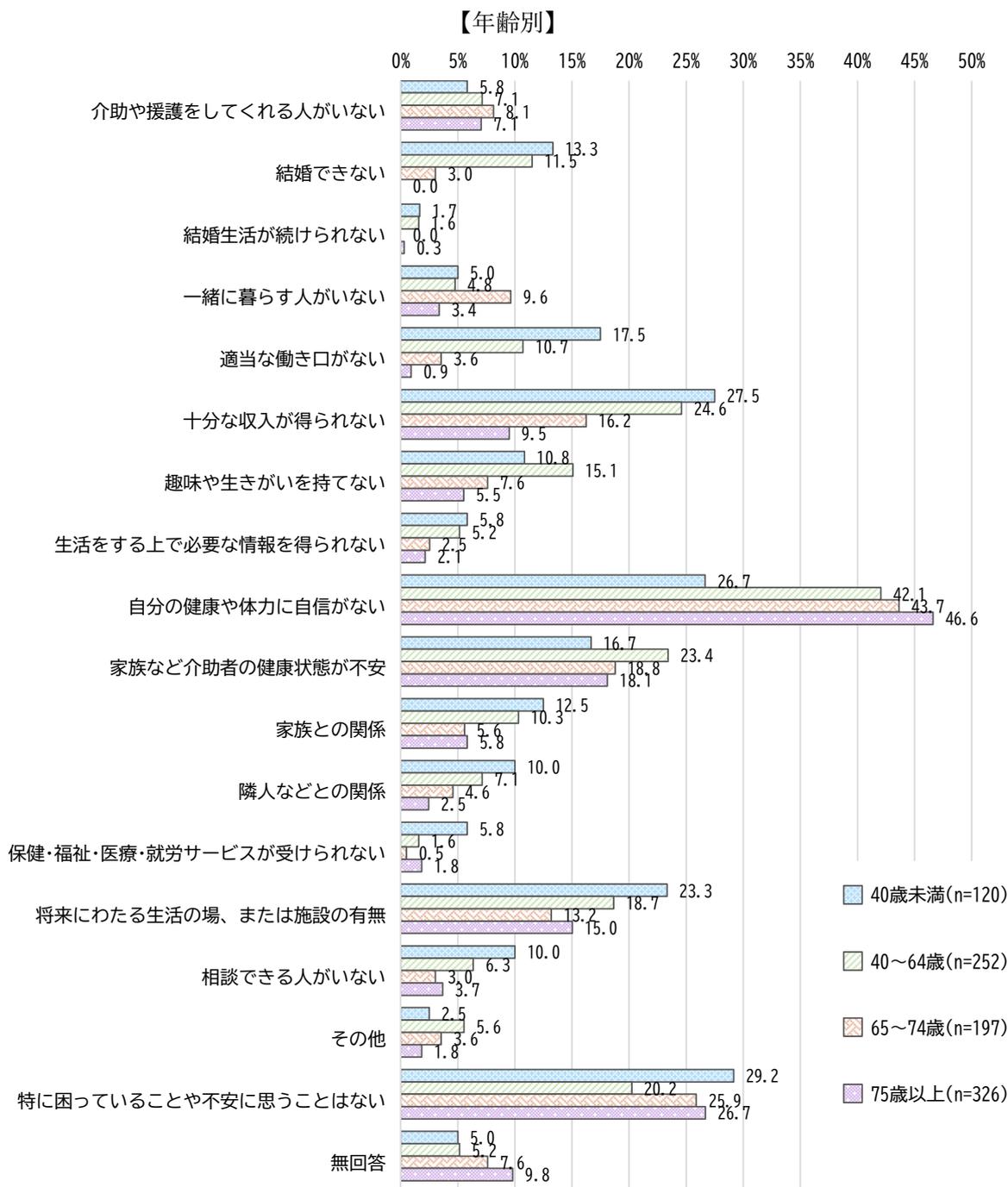
年齢別でみると、40歳未満では「特に困っていることや不安に思うことはない」、40歳以上では「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「自分の健康や体力に自信がない」が高く、「結婚できない」「適当な働き口がない」「十分な収入が得られない」「生活をする上で必要な情報を得られない」「隣人などとの関係」が低くなっています。

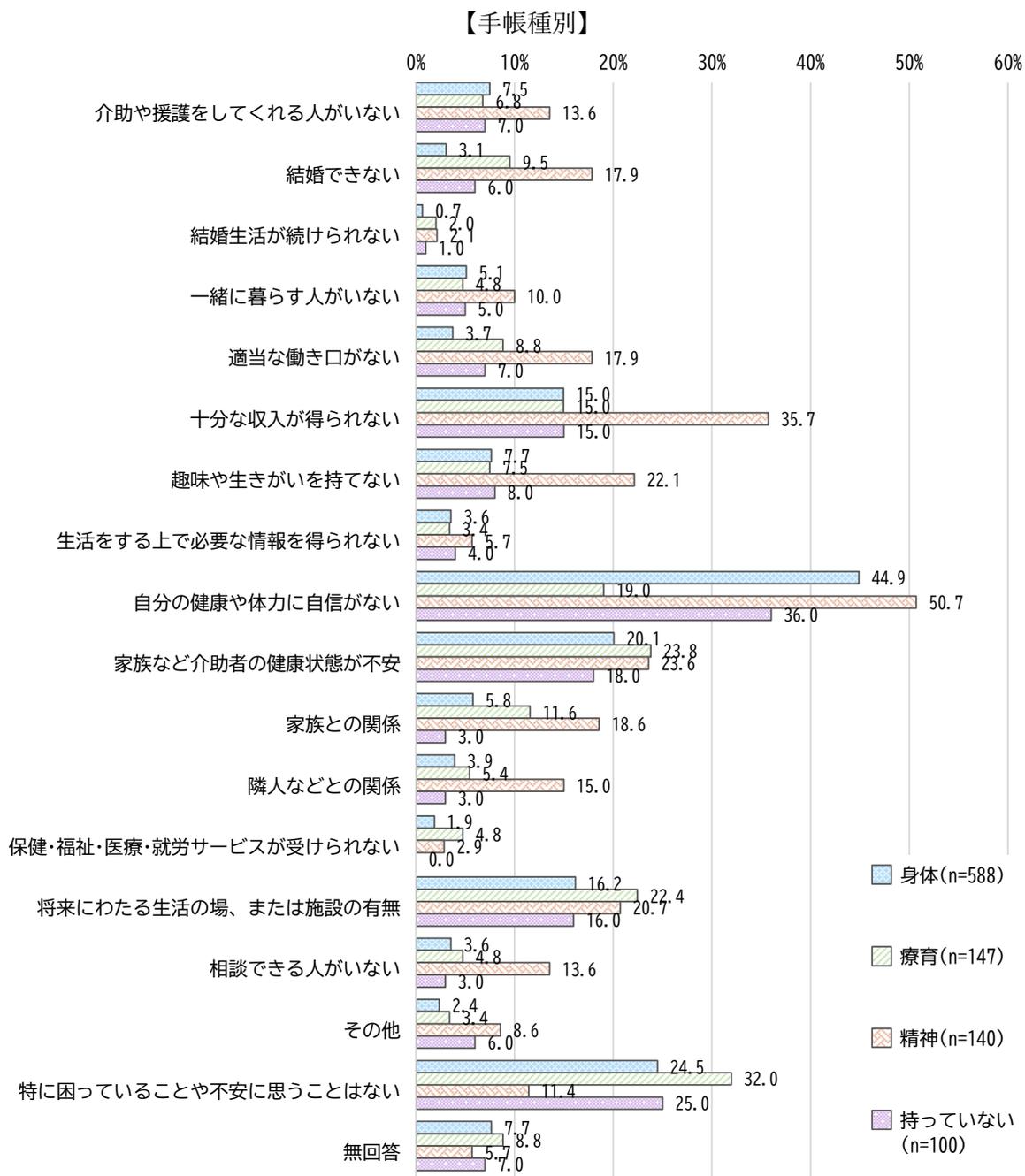
手帳種別でみると、療育手帳所持者では「特に困っていることや不安に思うことはない」、その他の手帳所持者では「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「十分な収入が得られない」「趣味や生きがいを持ってない」がその他の手帳所持者と比べて高くなっています。



### ■その他の意見

一人だから不安
将来への不安が大きい
手帳以外の持病について
就学について





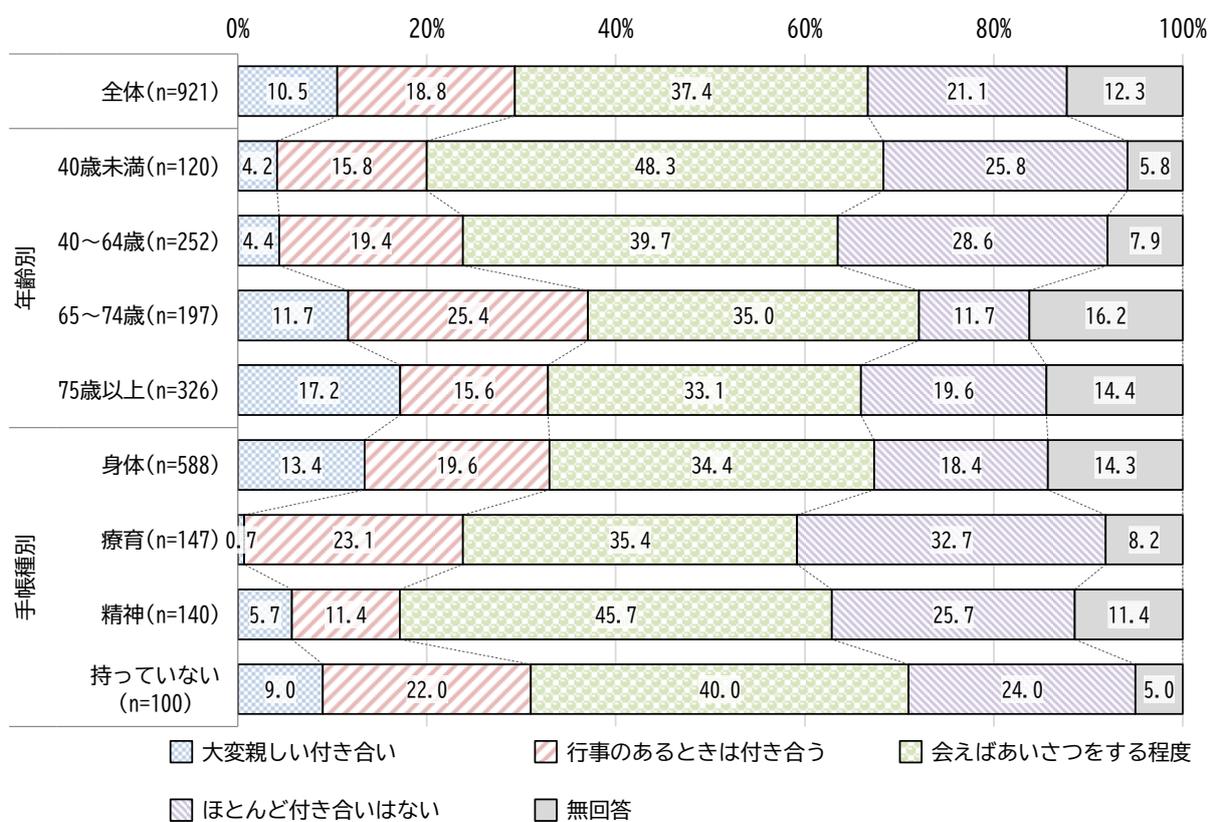
## (2) 近所付き合いと周囲の理解の深まりの状況

### ①近所付き合いの状況

地域の方との付き合いの度合いについては、「会えばあいさつをする程度」が37.4%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」21.1%、「行事のあるときは付き合う」18.8%となっています。

年齢別でも、いずれの年齢層も「会えばあいさつをする程度」が最も高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「大変親しい付き合い」が高くなっています。

手帳種別で見ると、いずれも「会えばあいさつをする程度」が最も高くなっています。

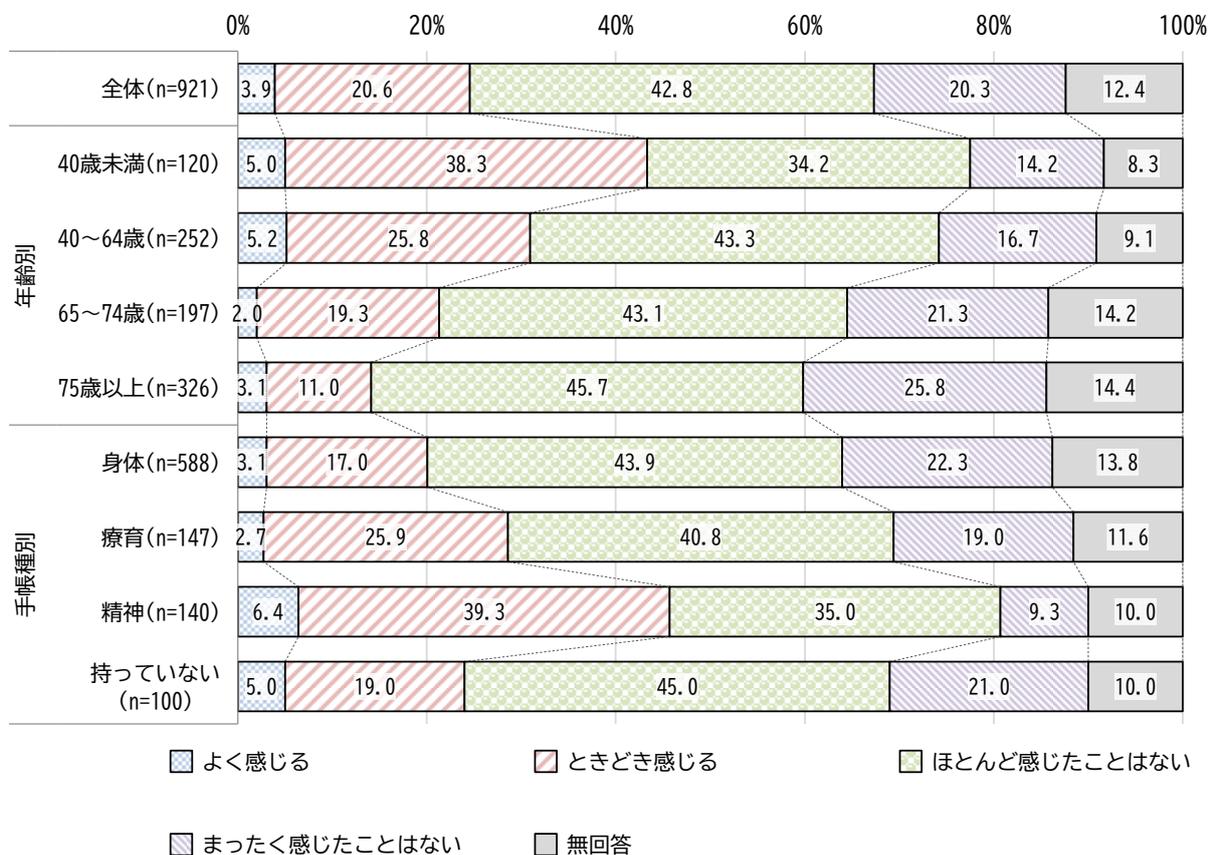


## ②日常生活で感じる差別や偏見、疎外感について

日常生活で差別や偏見、疎外感を感じることはあるかについては、「ほとんど感じたことはない」が42.8%と最も高く、次いで「ときどき感じる」20.6%、「まったく感じたことはない」20.3%となっています。

年齢別でみると、40歳未満では「ときどき感じる」が最も高くなっていますが、40歳以上では「ほとんど感じたことはない」が最も高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「ときどき感じる」が低く、「まったく感じたことはない」が高くなっています。

手帳種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ときどき感じる」が最も高くなっていますが、その他の手帳所持者では「ほとんど感じたことはない」が最も高くなっています。

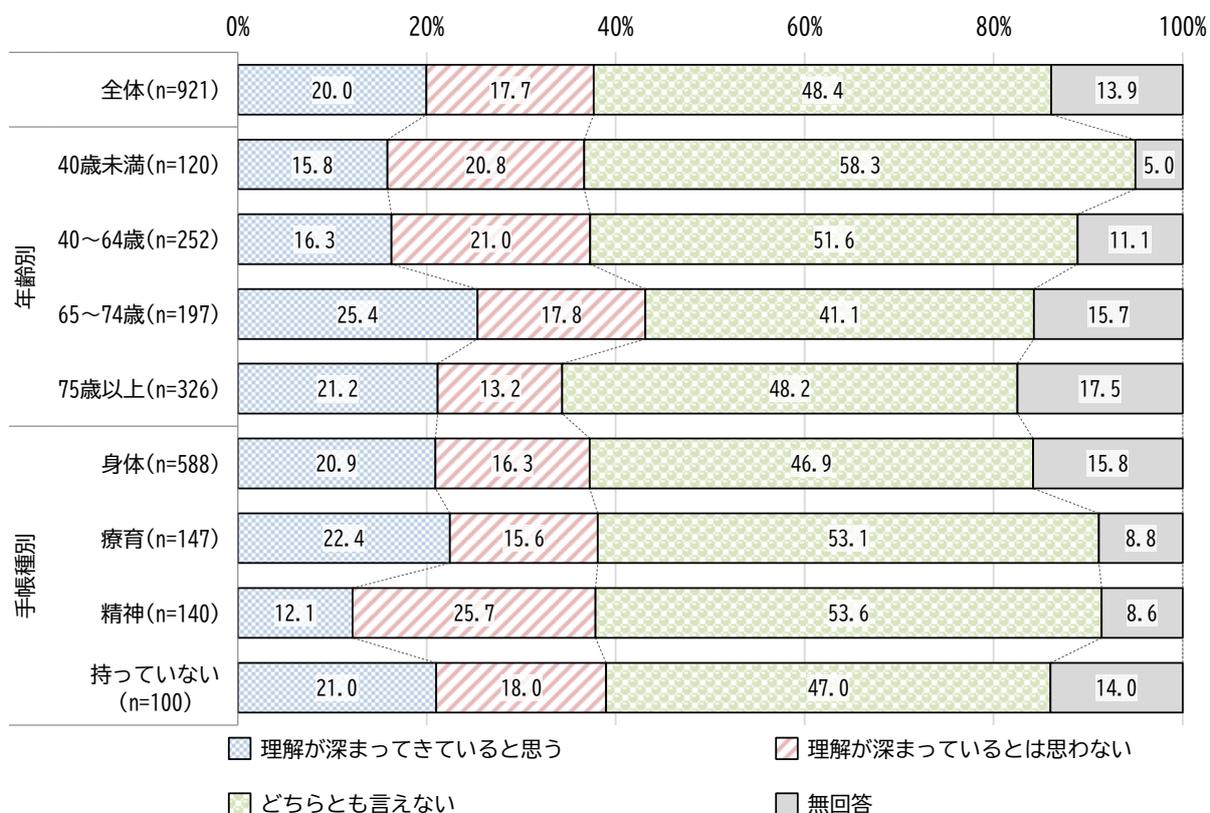


### ③ 「障がい」や「障がい者」に対する周囲の理解の深まり

障がい者に対する市民の理解について感じていることとして、「どちらとも言えない」が48.4%と最も高く、次いで「理解が深まってきていると思う」20.0%、「理解が深まっているとは思わない」17.7%となっています。

年齢別で見ると、いずれの年齢層も「どちらとも言えない」が最も高くなっています。

手帳種別で見ると、いずれも「どちらとも言えない」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者ではその他の手帳所持者と比べて、「理解が深まってきていると思う」が低く、「理解が深まっているとは思わない」が高くなっています。



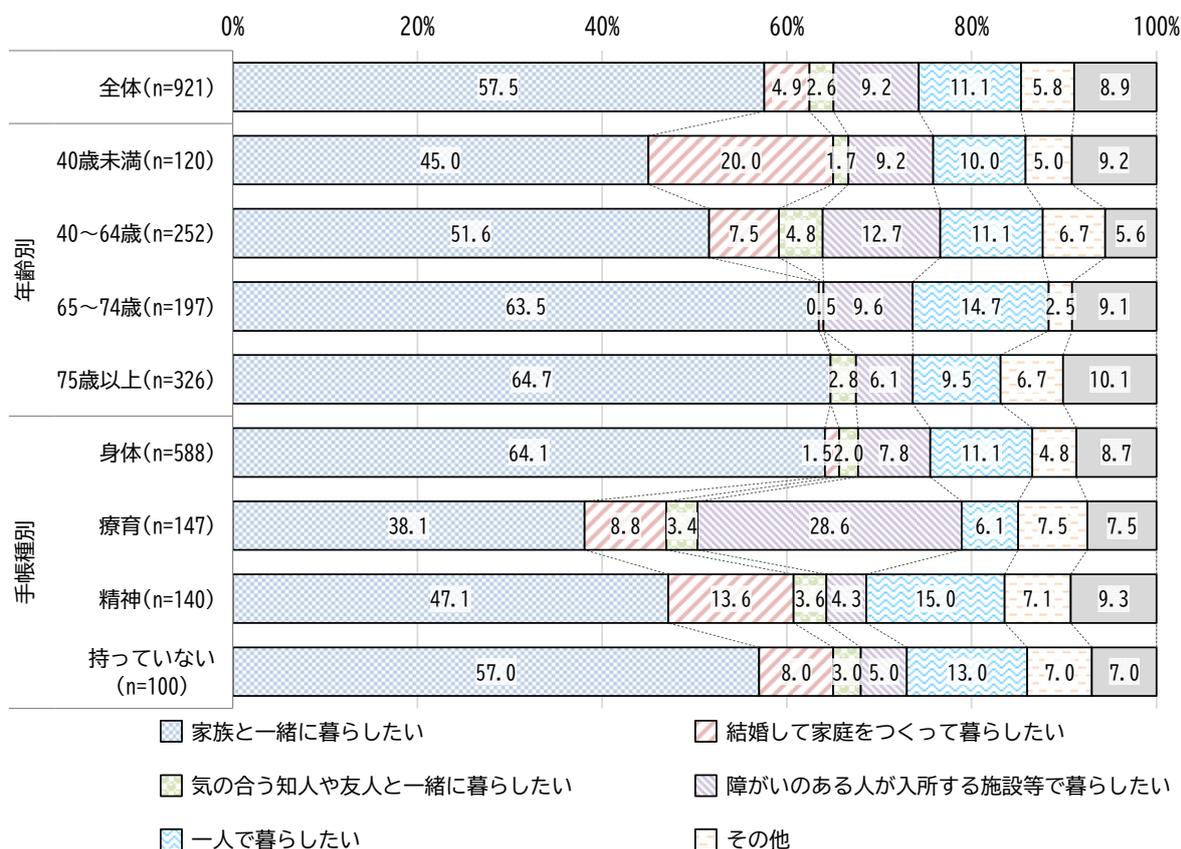
### (3) 暮らし方と今後の施策ニーズ

#### ①今後の暮らし方の希望

今後どのような暮らしをしたいかについては、「家族と一緒に暮らしたい」が57.5%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」11.1%、「障がいのある人が入所する施設等で暮らしたい」9.2%となっています。

年齢別でも、いずれの年齢層も「家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「家族と一緒に暮らしたい」が高く、「結婚して家庭をつくって暮らしたい」が低くなっています。

手帳種別でも、いずれも「家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「障がいのある人が入所する施設等で暮らしたい」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



#### ■その他の意見

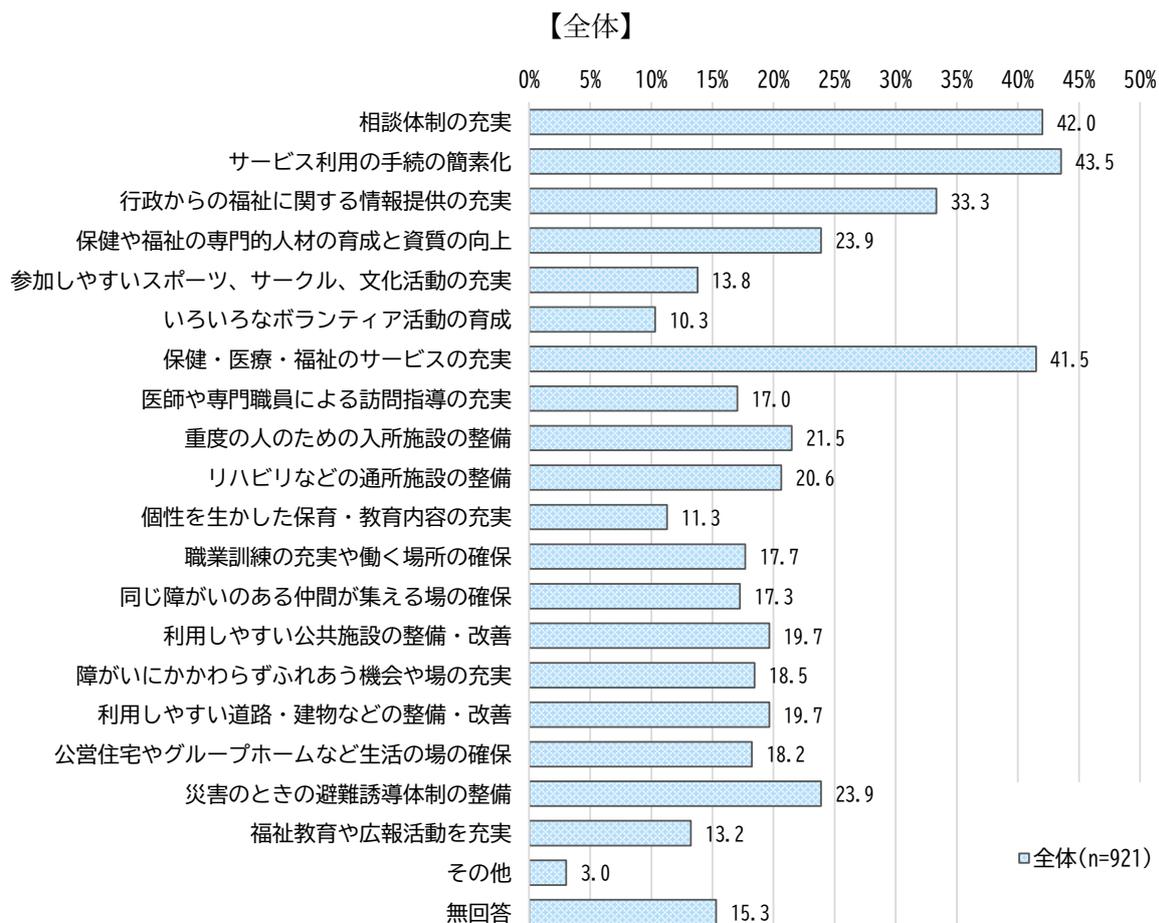
グループホームの友人、仲間と楽しく永く暮らしていけたら良いと思う。
あるがままに暮らしたい。
現在の生活（GH）を続けたい。
慣れた場所での生活を続けたい（現在のグループホームと日中の通所事業所で）。
なるようになる。周りに任せる。

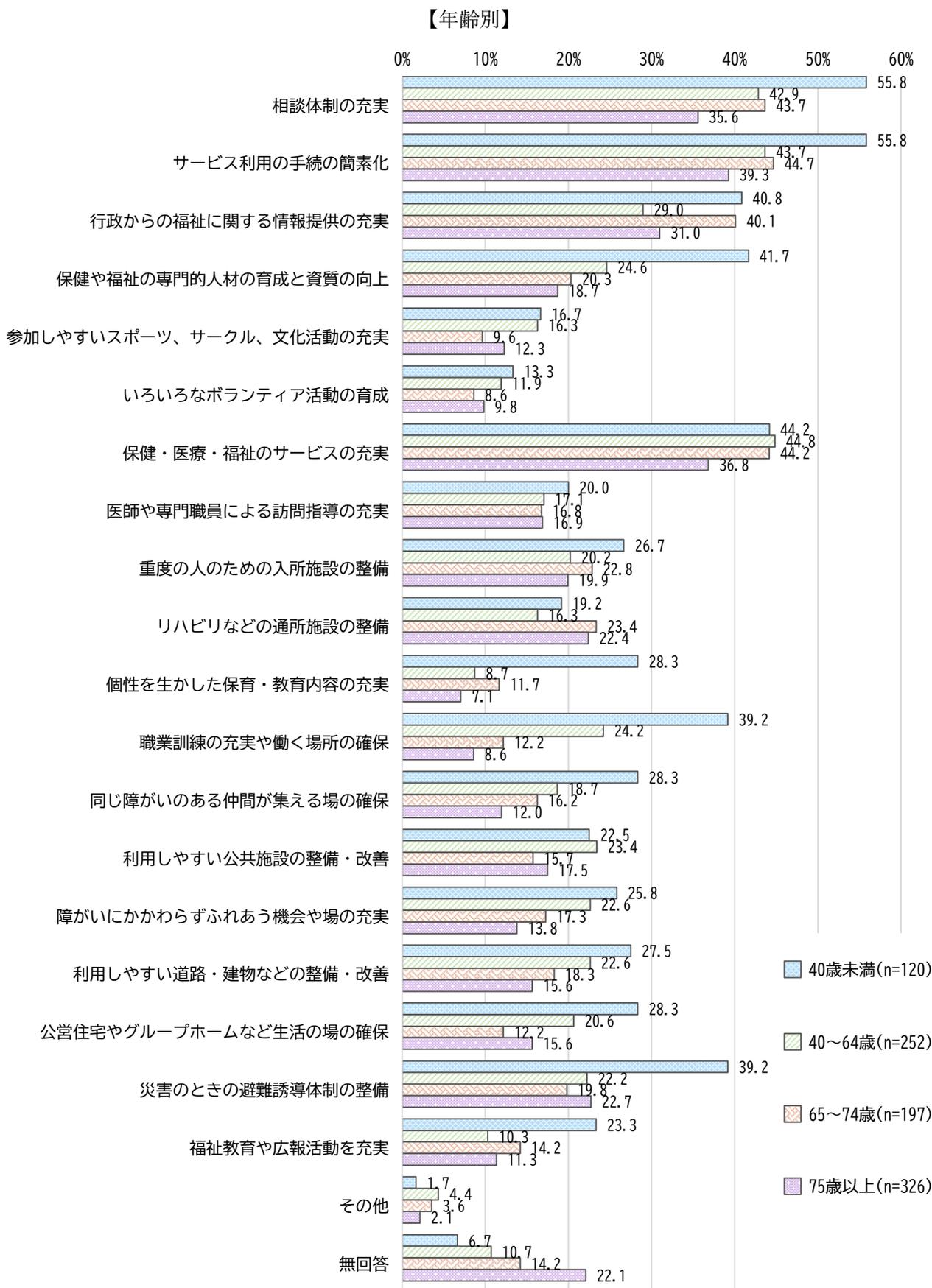
## ②障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ

暮らしやすいまちづくりのために行政が充実すべきことについては、「サービス利用の手続の簡素化」が43.5%と最も高く、次いで「相談体制の充実」が42.0%、「保健・医療・福祉のサービスの充実」が41.5%となっています。

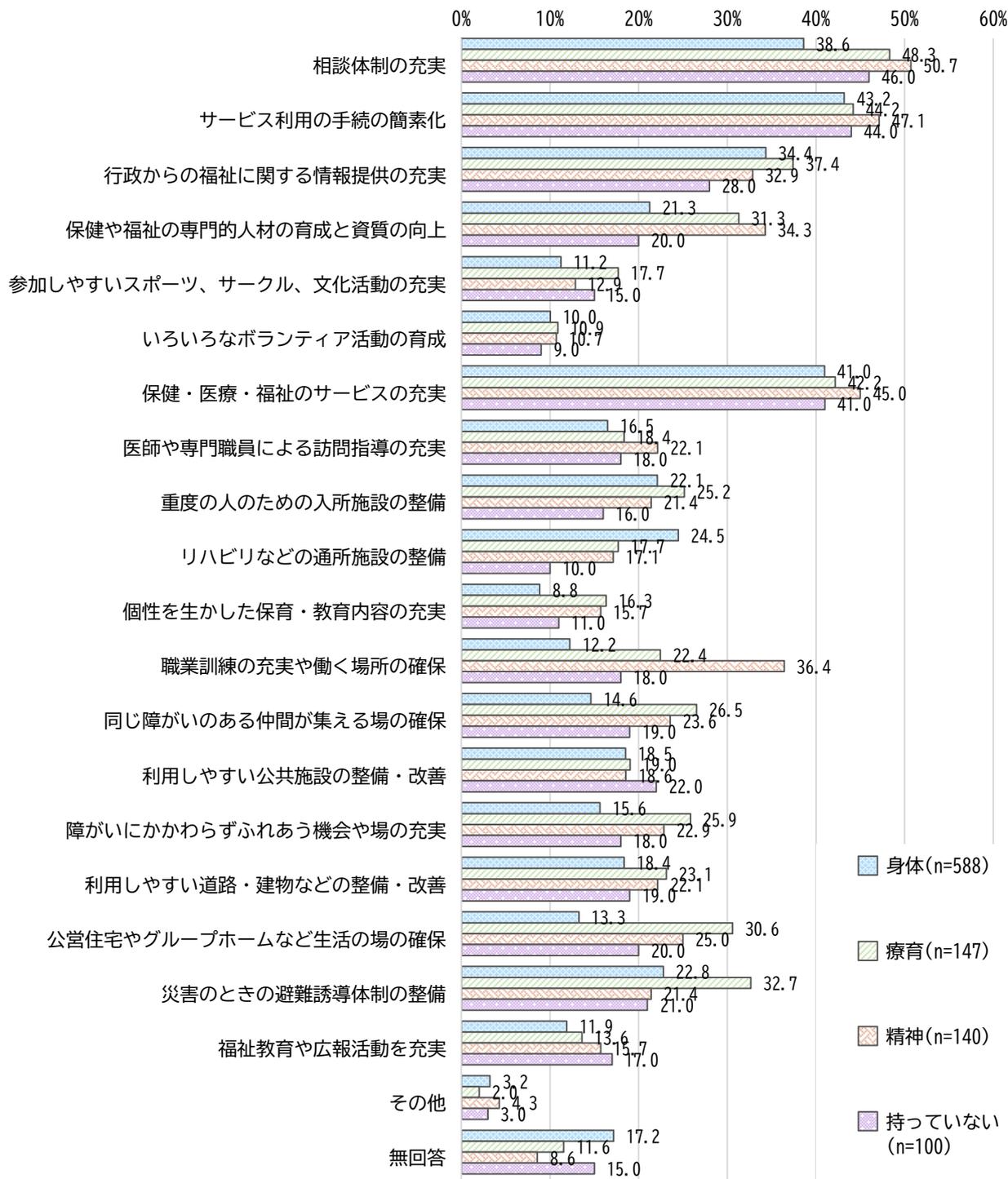
年齢別でみると、40歳未満では「相談体制の充実」「サービス利用の手続の簡素化」、40～64歳では「保健・医療・福祉のサービスの充実」、65歳以上では「サービス利用の手続の簡素化」が最も高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「保健や福祉の専門的人材の育成と資質の向上」「職業訓練の充実や働く場所の確保」「同じ障がいのある仲間が集える場の確保」「障がいにかかわらずふれあう機会や場の充実」「利用しやすい道路・建物などの整備・改善」が低くなっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者では「サービス利用の手続の簡素化」、その他の手帳所持者では「相談体制の充実」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「災害のときの避難誘導體制の整備」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「職業訓練の充実や働く場所の確保」がその他の手帳所持者と比べて高くなっています。





【手帳種別】



■ その他の意見

交通機関の充実
難しい事だが、近所の人にも理解してほしい。
階段をなくしてほしい。バリアフリー望む。
活気のある街づくりに取り組んでいただきたい。

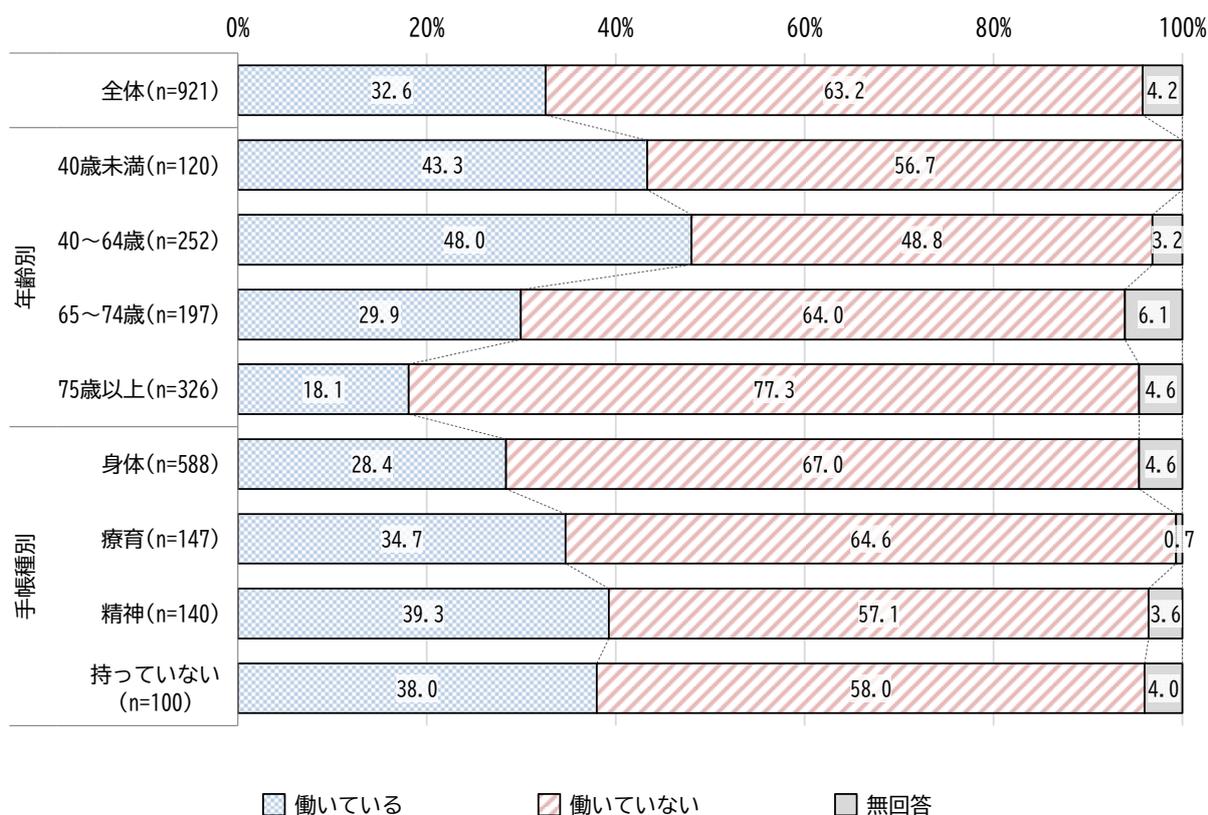
## (4) 障がい者の就労状況と就労支援ニーズ

### ① 就労の状況と問題点

現在の就労状況については、「働いている」が32.6%、「働いていない」が63.2%となっています。

年齢別で見ると、いずれの年齢層も「働いていない」が「働いている」を上回っていますが、64歳以下では「働いている」が4割を超えています。

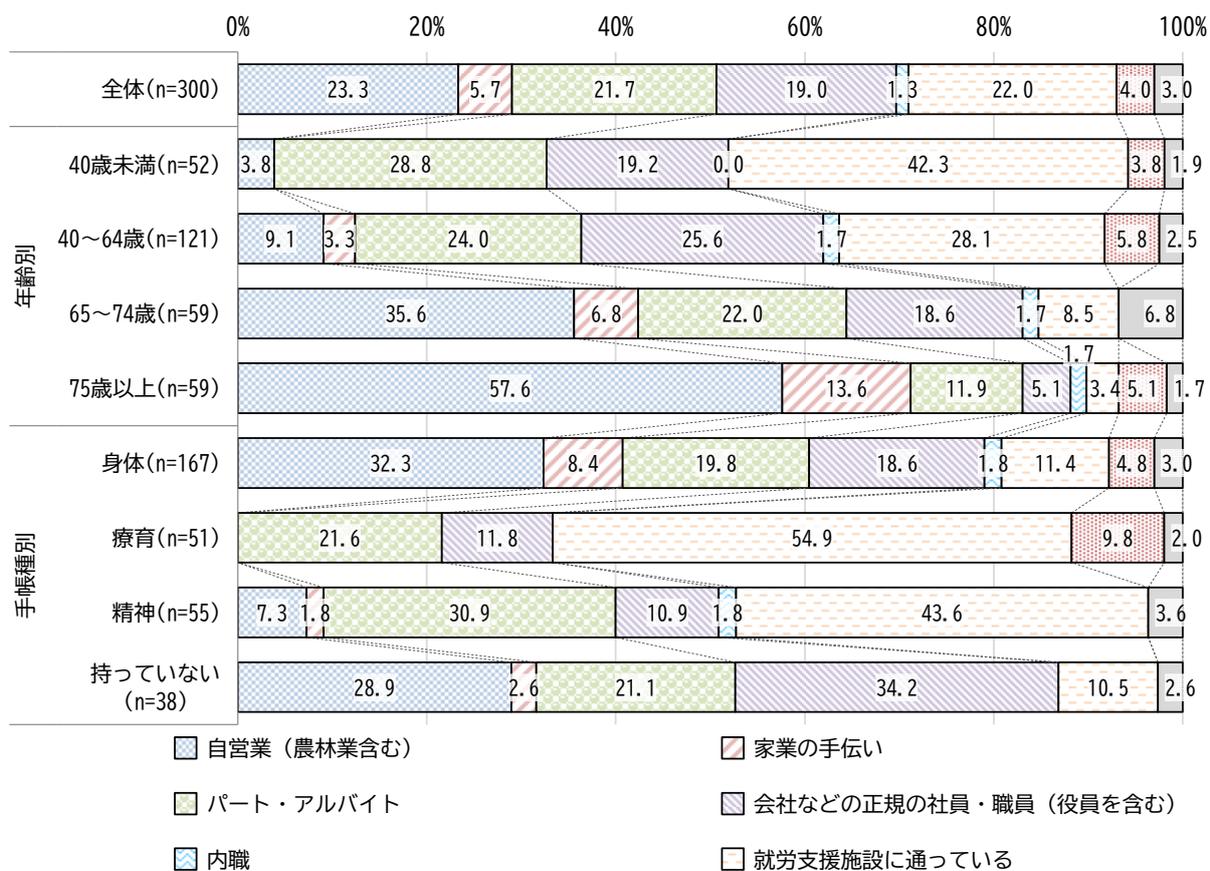
手帳種別で見ても、「働いていない」が「働いている」を上回っています。



就業形態については、「自営業（農林業含む）」が23.3%と最も高く、次いで「就労支援施設に通っている」22.0%、「パート・アルバイト」21.7%となっています。

年齢別でみると、64歳以下では「就労支援施設に通っている」、65歳以上では「自営業（農林業含む）」が最も高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「自営業（農林業含む）」「家業の手伝い」が高く、「パート・アルバイト」「就労支援施設に通っている」が低くなっています。

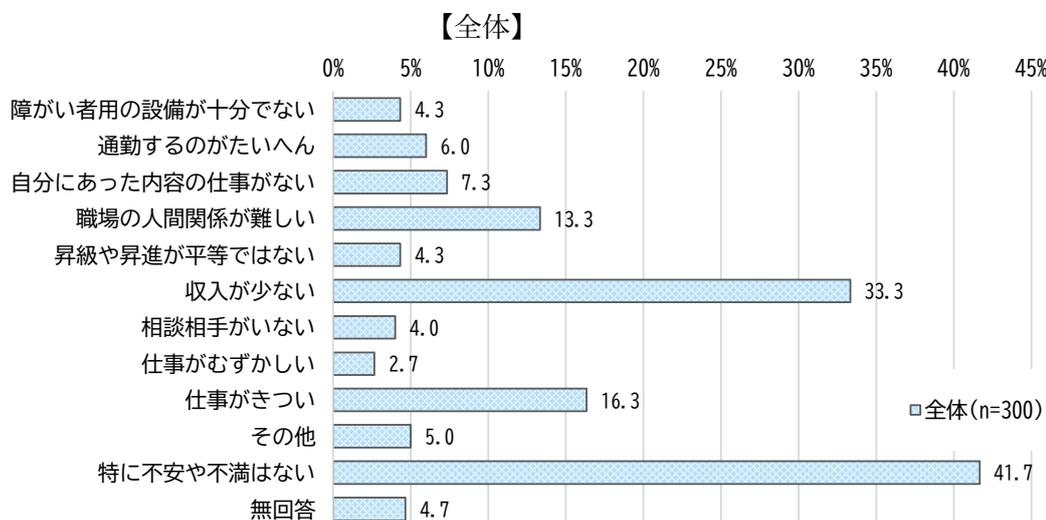
手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者では「自営業（農林業含む）」、その他の手帳所持者では「就労支援施設に通っている」が最も高くなっています。



就労時に感じる不安や不満については、「特に不安や不満はない」が41.7%と最も高く、次いで「収入が少ない」33.3%、「仕事がつい」16.3%となっています。

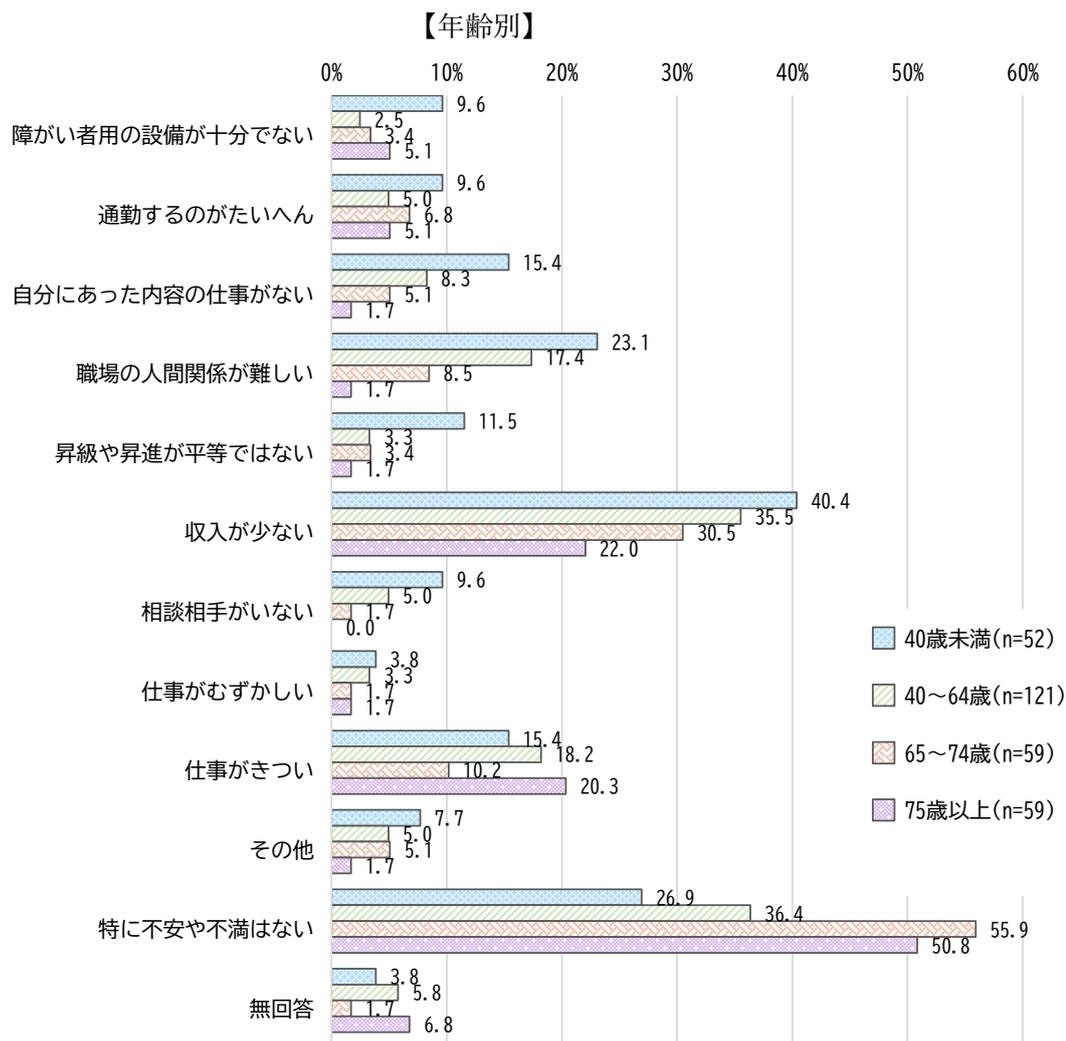
年齢別でみると、40歳未満では「収入が少ない」、40歳以上では「特に不安や不満はない」が最も高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「自分にあった内容の仕事がない」「職場の人間関係が難しい」「収入が少ない」「相談相手がない」「仕事がつい」が低くなっています。

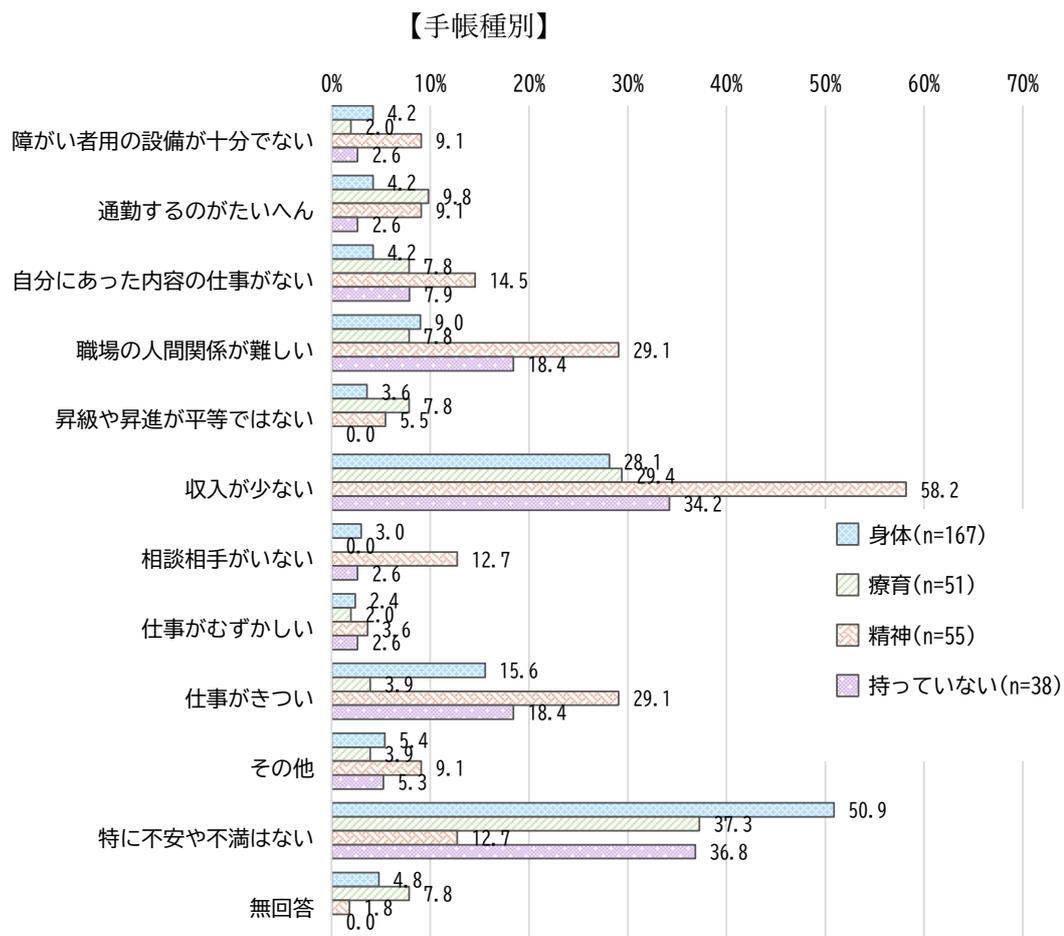
手帳種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「収入が少ない」、その他の手帳所持者では「特に不安や不満はない」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「職場の人間関係が難しい」「収入が少ない」「仕事がつい」がその他の手帳所持者と比べて高くなっています。



## ■その他の意見

障がいや病気に対する理解が十分ではない。
いつまで継続できるのか不安
体力面
病気で入退院の繰り返し。
農業でできることが少ししかない。
面接と話が違って、保険手続をしてなかったりと上が信用できない。
その日によって仕事がつらいことがある。
通勤の距離が長い。
働く時間が伸びない。



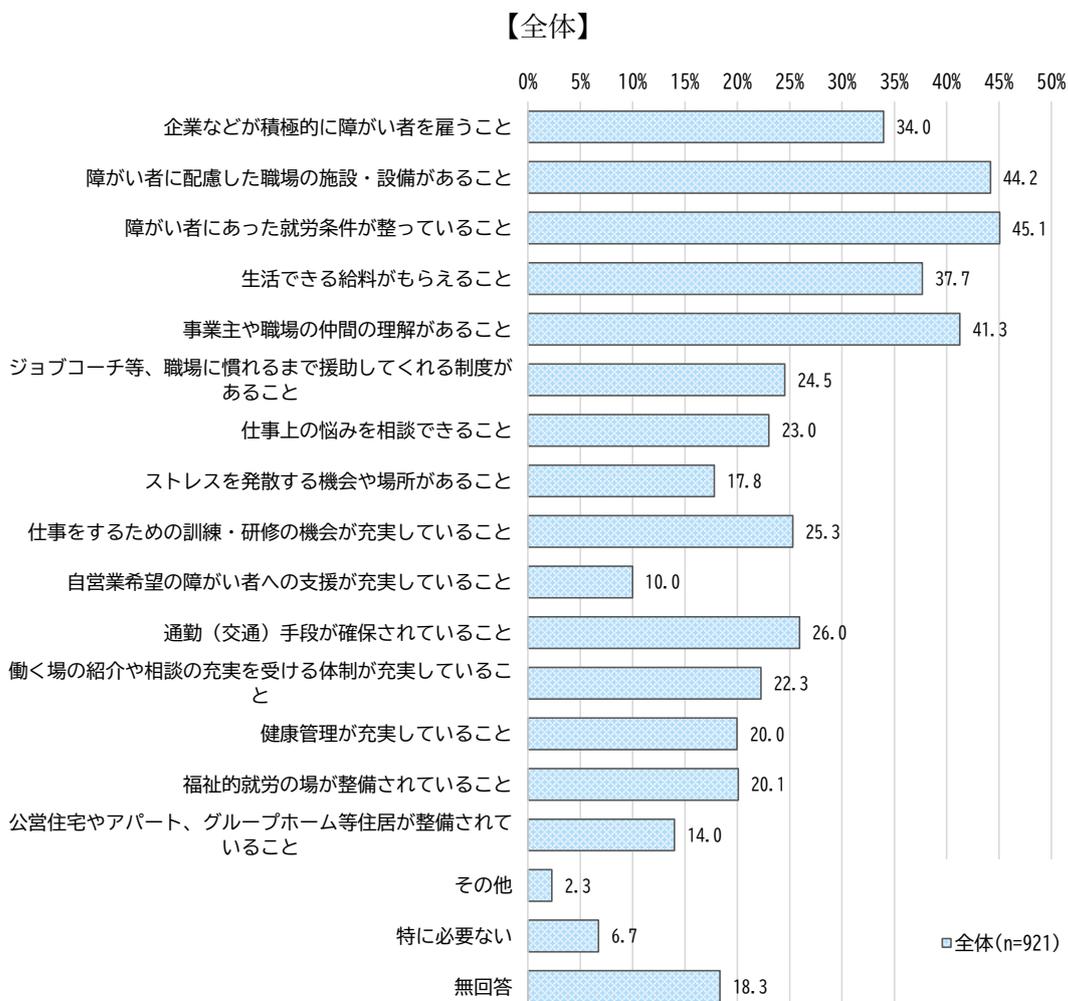


## ②就労支援ニーズ

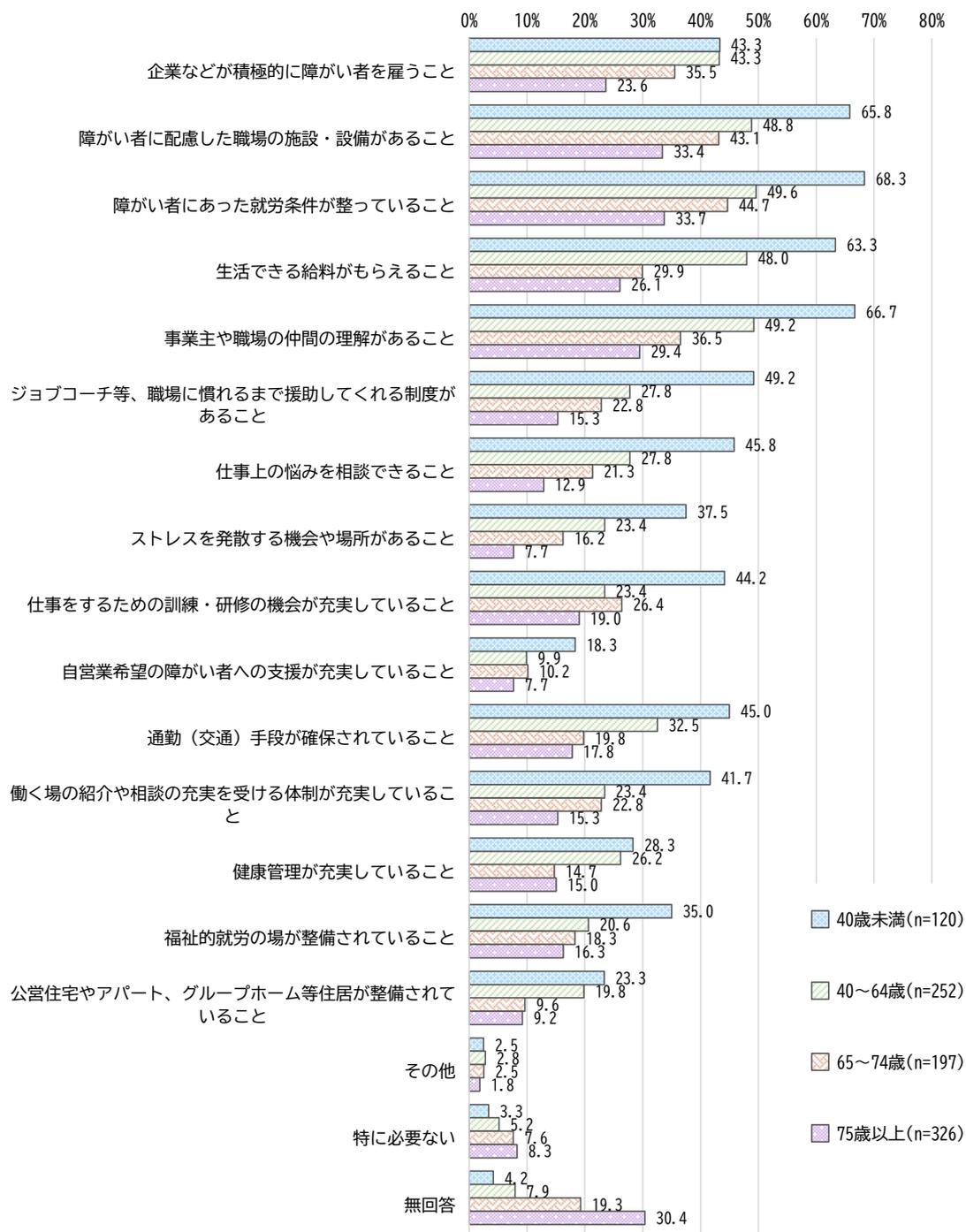
障がい者が就労するために大切なことについては、「障がい者にあった就労条件が整っていること」が 45.1%と最も高く、次いで「障がい者に配慮した職場の施設・設備があること」44.2%、「事業主や職場の仲間の理解があること」41.3%となっています。

年齢別で見ると、いずれの年齢層も「障がい者にあった就労条件が整っていること」が最も高くなっています。また、40歳未満では他の年齢層と比べてほとんどの項目の割合が高くなっています。

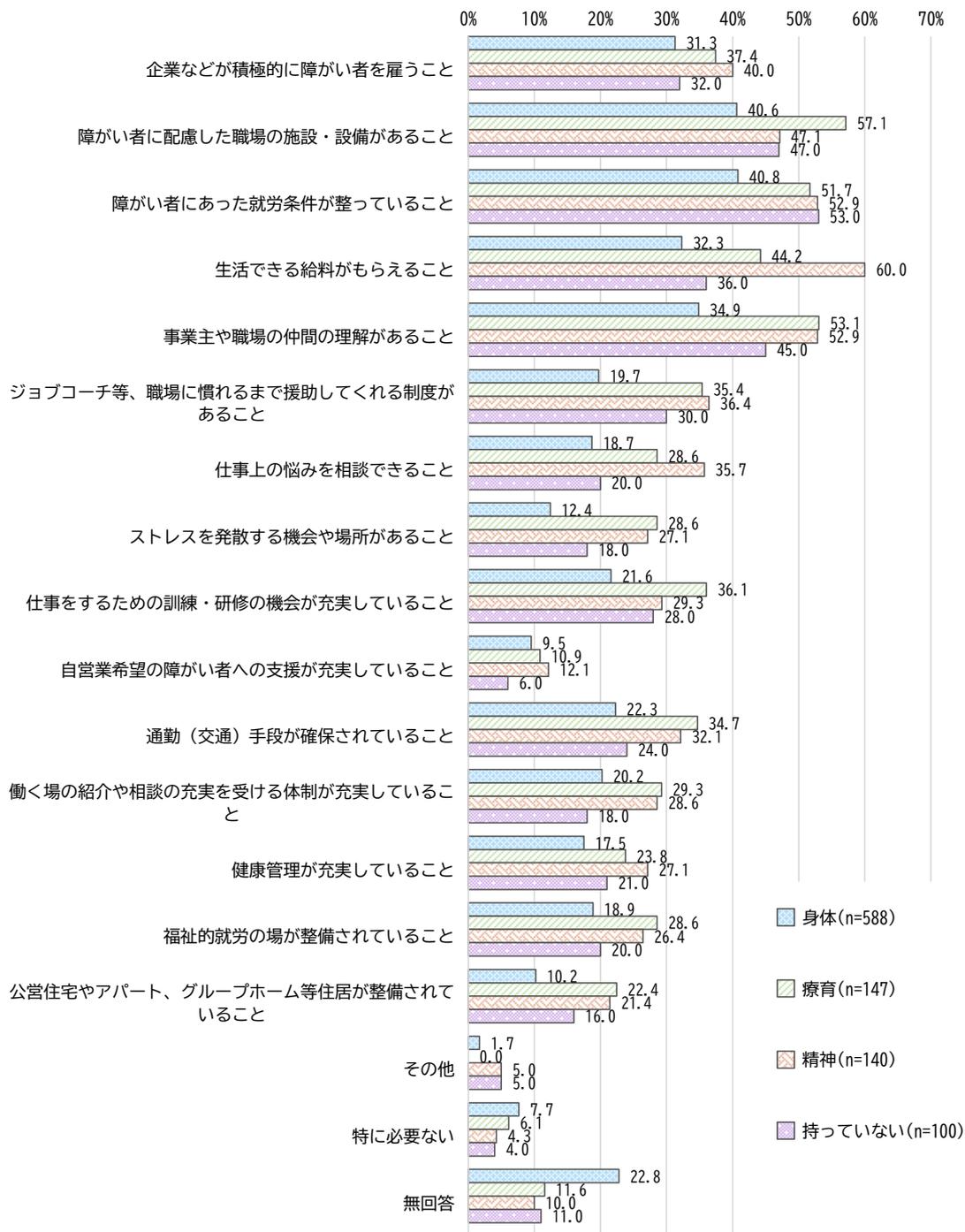
手帳種別で見ると、身体障害者手帳所持者では「障がい者にあった就労条件が整っていること」、療育手帳所持者では「障がい者に配慮した職場の施設・設備があること」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「生活できる給料がもらえること」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者及び障害者保健福祉手帳所持者ではほとんどの項目の割合が身体障害者手帳所持者と比べて高くなっています。



【年齢別】



【手帳種別】



■ その他の意見

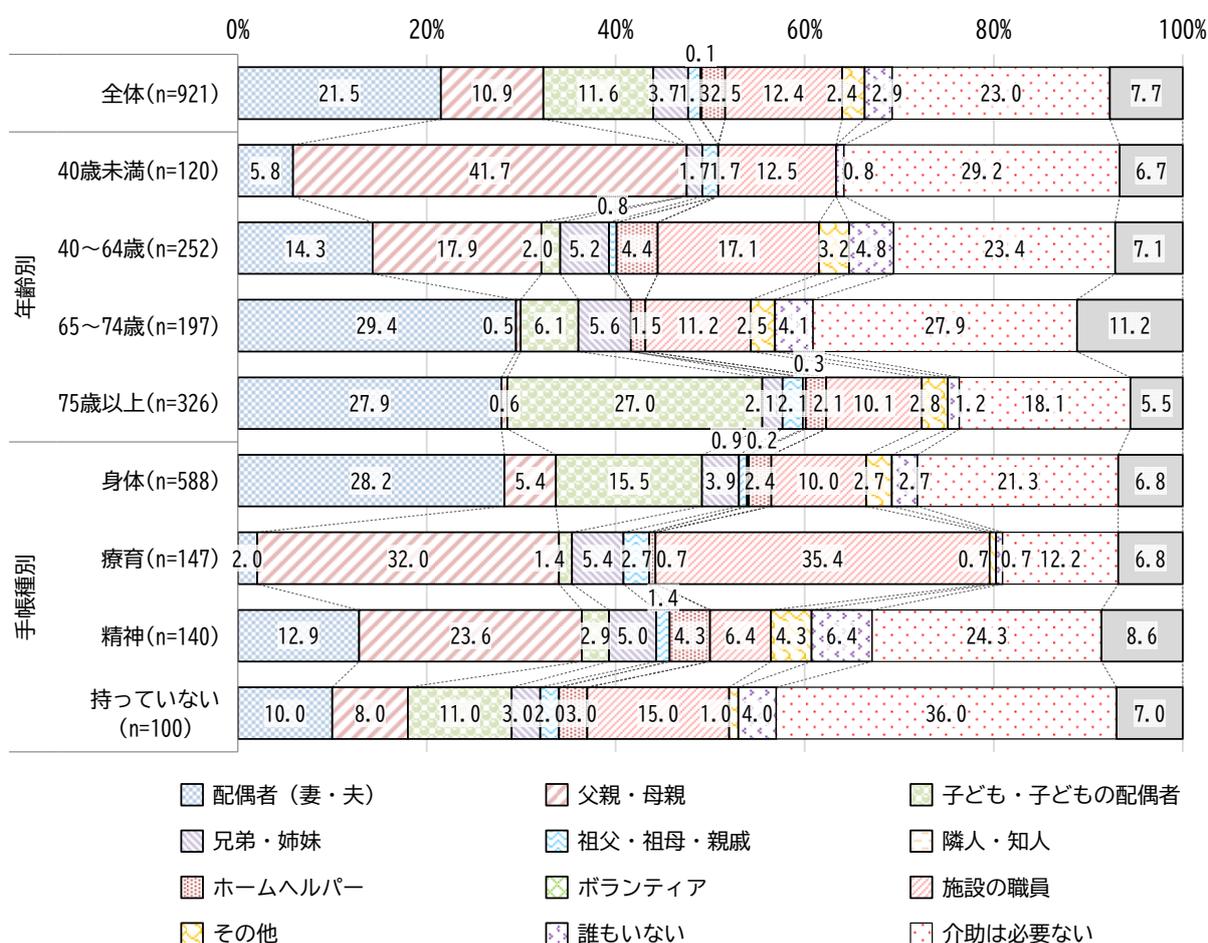
リモートワークでの労働環境整備
簡単な事しかできない。
雇用するための設備等の費用補助の充実
身体だけでなく、精神の障がいに対する支援がない。

### (5) 家族介護の状況

主な介助者については、「介助は必要ない」が23.0%と最も高く、次いで「配偶者（妻・夫）」21.5%、「施設の職員」12.4%となっています。

年齢別でみると、40歳未満では「父親・母親」、40～64歳では「介助は必要ない」、65歳以上では「配偶者（妻・夫）」が最も高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「子ども・子どもの配偶者」が高くなっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者では「配偶者（妻・夫）」、療育手帳所持者では「施設の職員」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「介助は必要ない」が最も高くなっています。



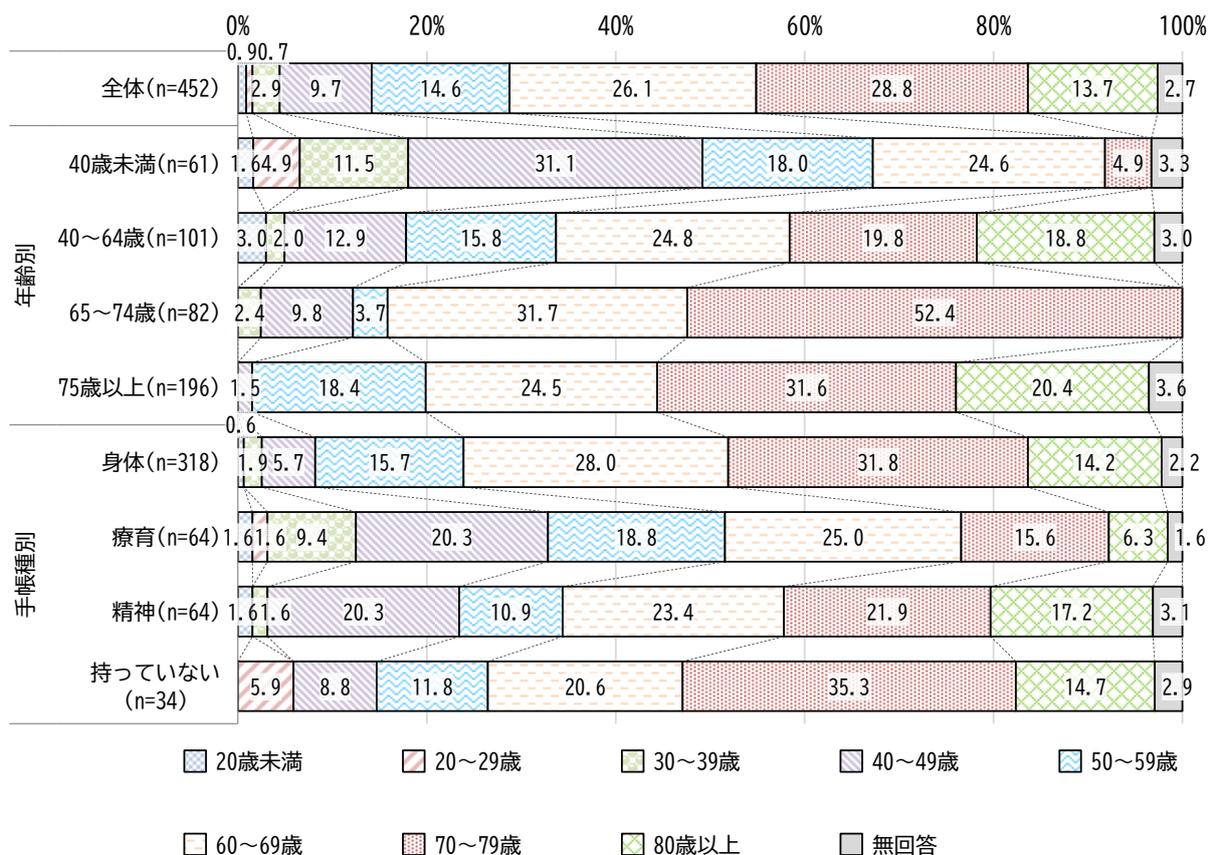
### ■その他の意見

GH世話人
パートナー
病院の職員
ケアマネジャー

介助者の年齢については、「70～79歳」が28.8%と最も高く、次いで「60～69歳」26.1%、「50～59歳」14.6%となっています。

年齢別でみると、40歳未満では介助者の年齢が「40～49歳」、40～64歳では「60～69歳」、65歳以上では「70～79歳」が最も高くなっています。また、40～64歳及び75歳以上では「80歳以上」が他の年齢層と比べて高くなっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者では「70～79歳」、その他の手帳所持者では「60～69歳」が最も高くなっています。



介助者の健康状態については、「普通」が41.4%と最も高く、次いで「疲れぎみ」22.8%、「健康」16.6%となっています。

年齢別でも、いずれの年齢層も「普通」が最も高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「疲れぎみ」が低くなっています。

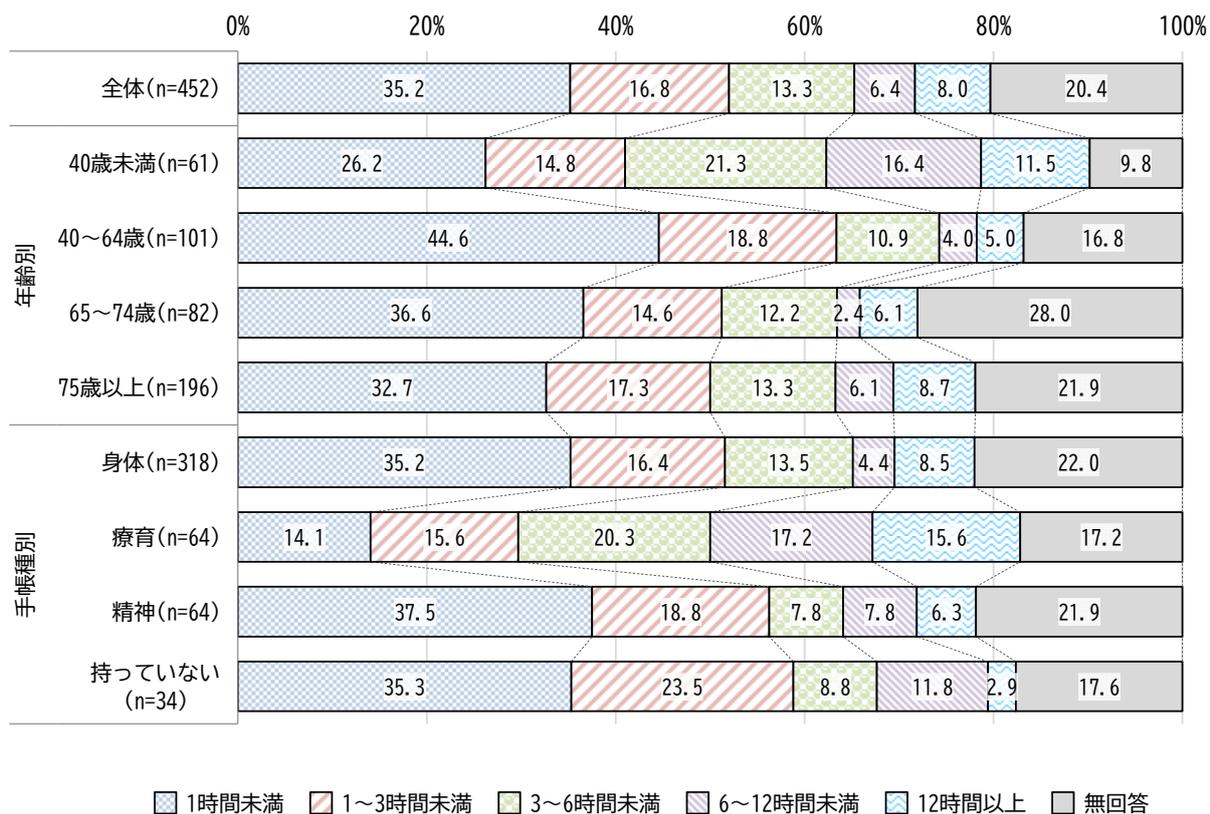
手帳種別でも、いずれも「普通」が最も高くなっています。



介助者の1日の平均介助時間については、「1時間未満」が35.2%と最も高く、次いで「1～3時間未満」16.8%、「3～6時間未満」13.3%となっています。

年齢別でみると、いずれの年齢層も「1時間未満」が最も高くなっています。また、40歳未満では「6～12時間未満」が他の年齢層と比べて高くなっています。

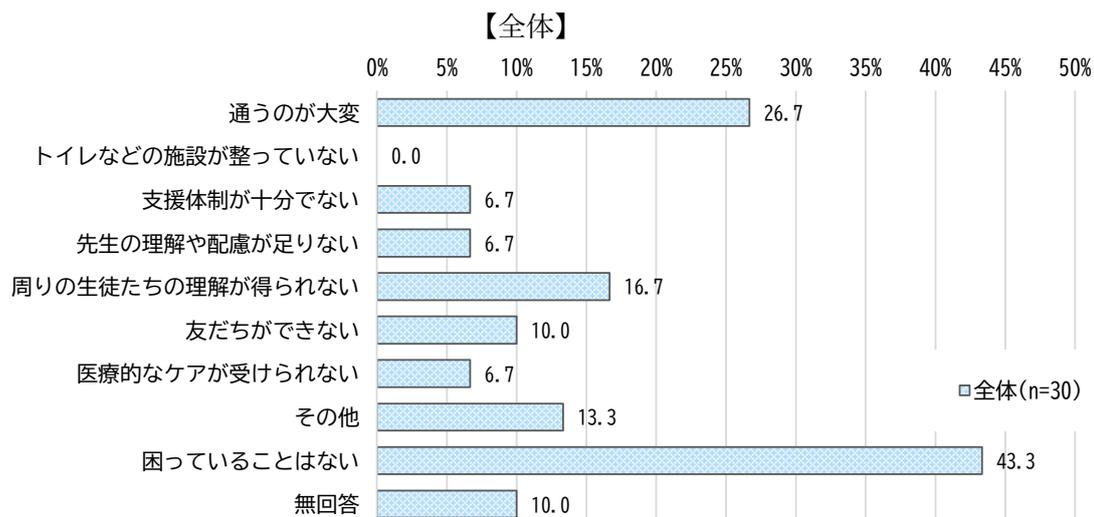
手帳種別でみると、療育手帳所持者では「3～6時間未満」、その他の手帳所持者では「1時間未満」が最も高くなっています。



## (6) 障がいのある子どもの支援

### ①障がいのある子どもの支援

通園・通学での困りごとについては、「困っていることはない」が43.3%と最も高く、次いで「通うのが大変」26.7%、「周りの生徒たちの理解が得られない」16.7%となっています。

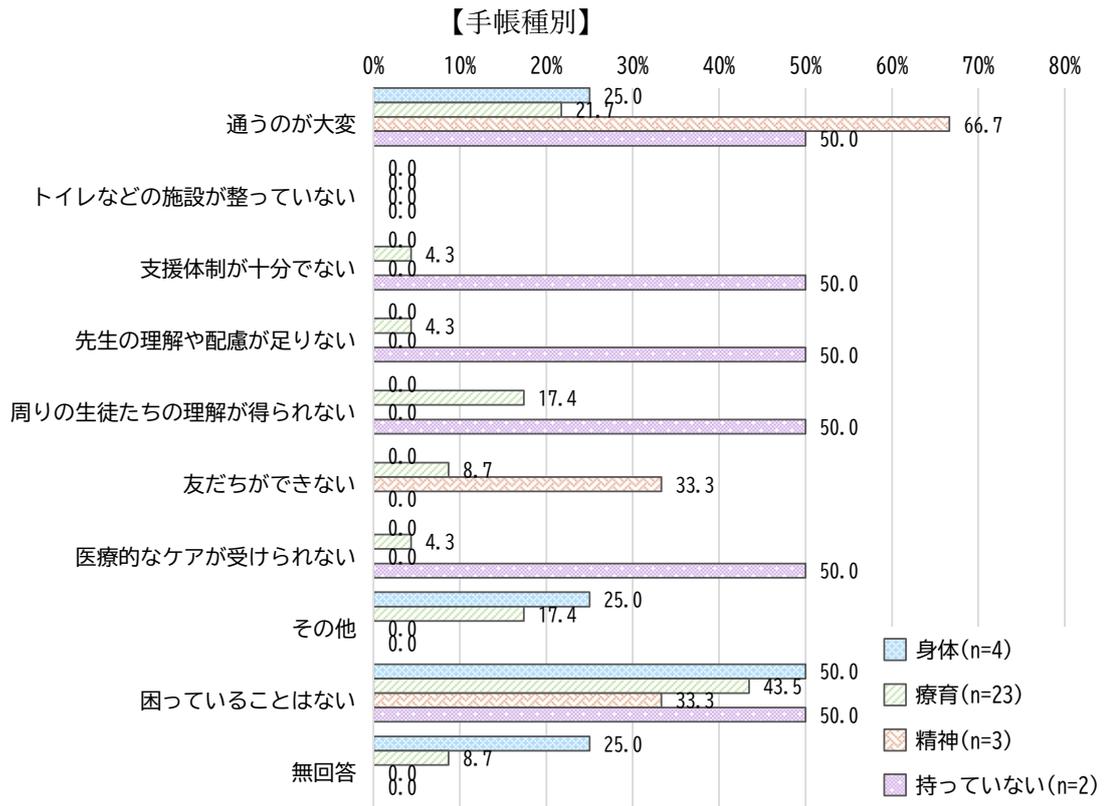


### ■その他の意見

支援が必要な子に対しての教育・学習の整備がほしい。

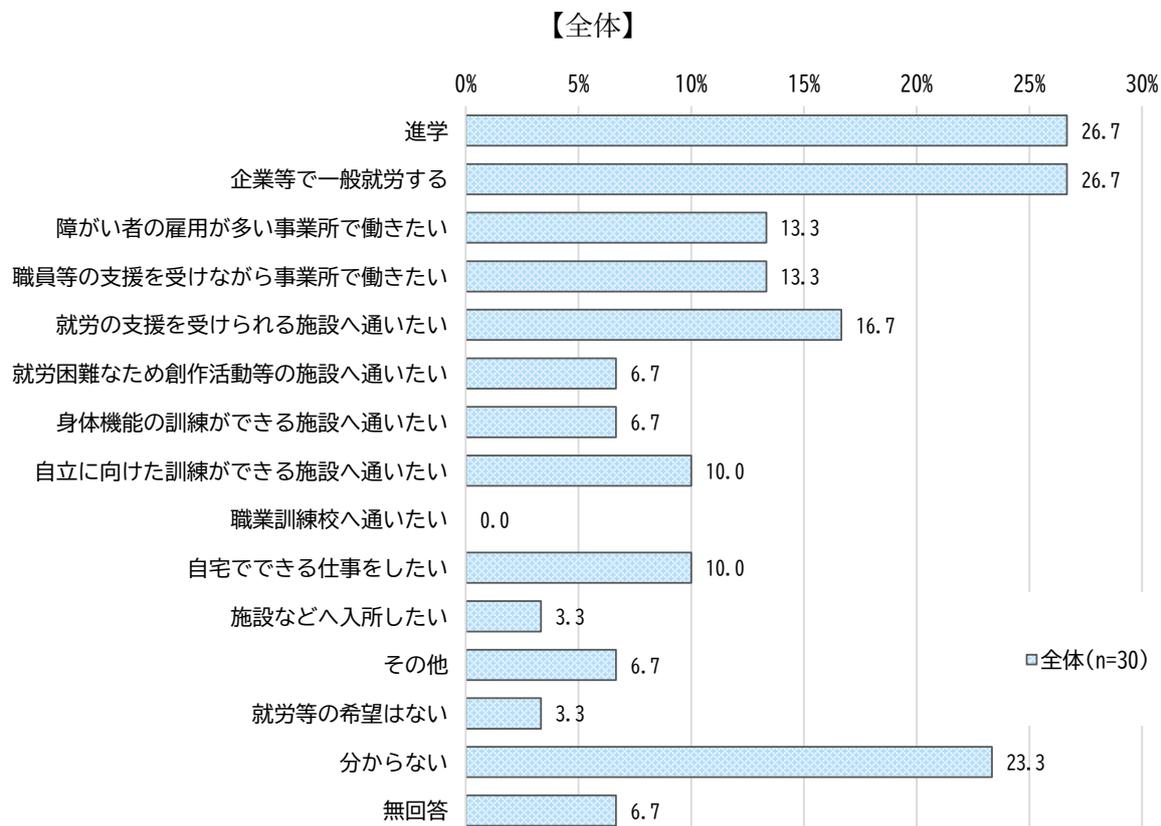
トイレトレーニングの協力をお願いしづらい

通学バスがほしい。



## ②通園・通学している子どもが学校を卒業した後の進路

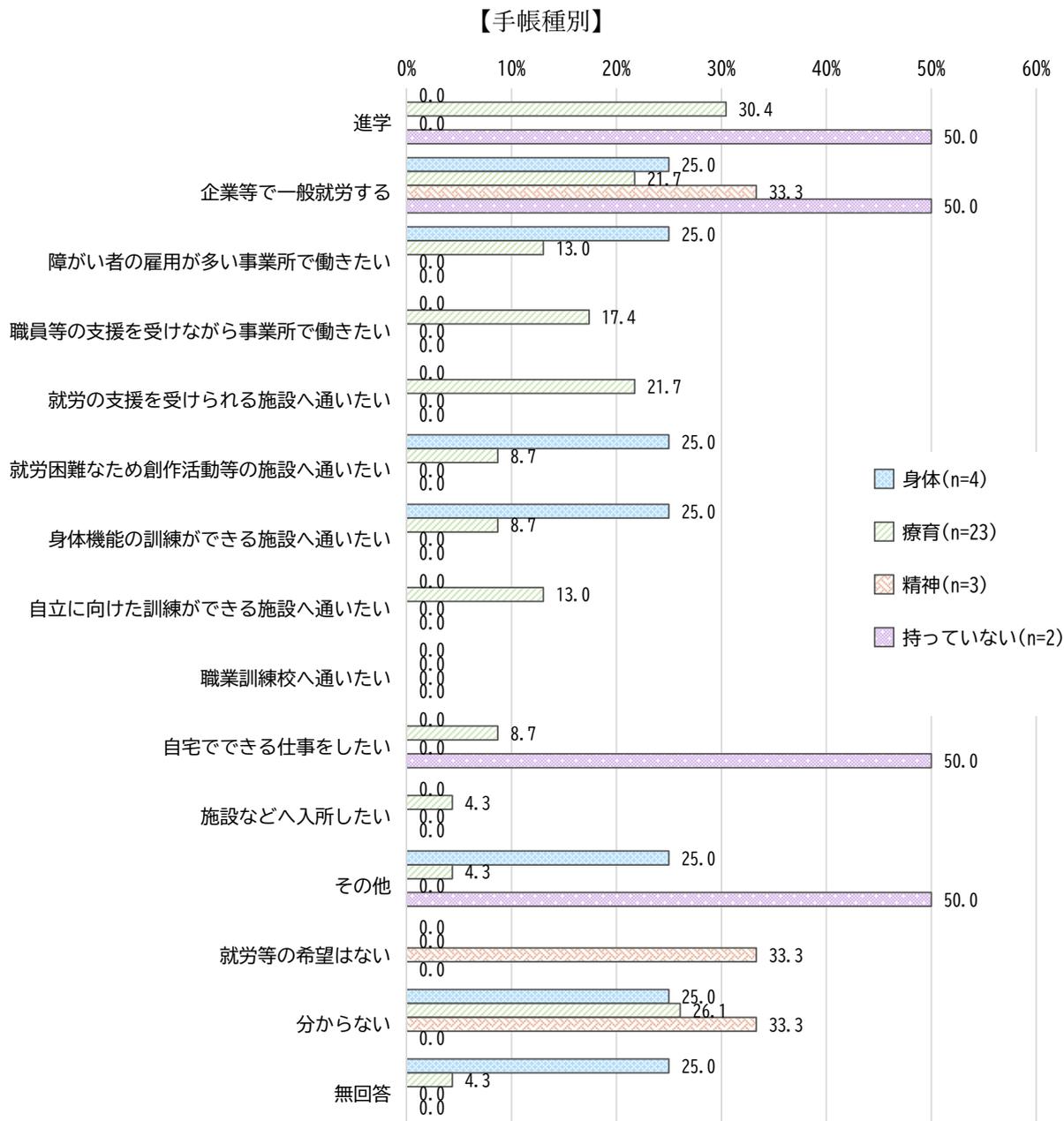
学校卒業後の進路については、「進学」「企業等で一般就労する」がともに 26.7%と最も高く、次いで「分からない」23.3%、「就労の支援を受けられる施設へ通いたい」16.7%となっています。



### ■その他の意見

障がいへの理解ある企業へ就労したい

進路として可能な範囲が全く分からない

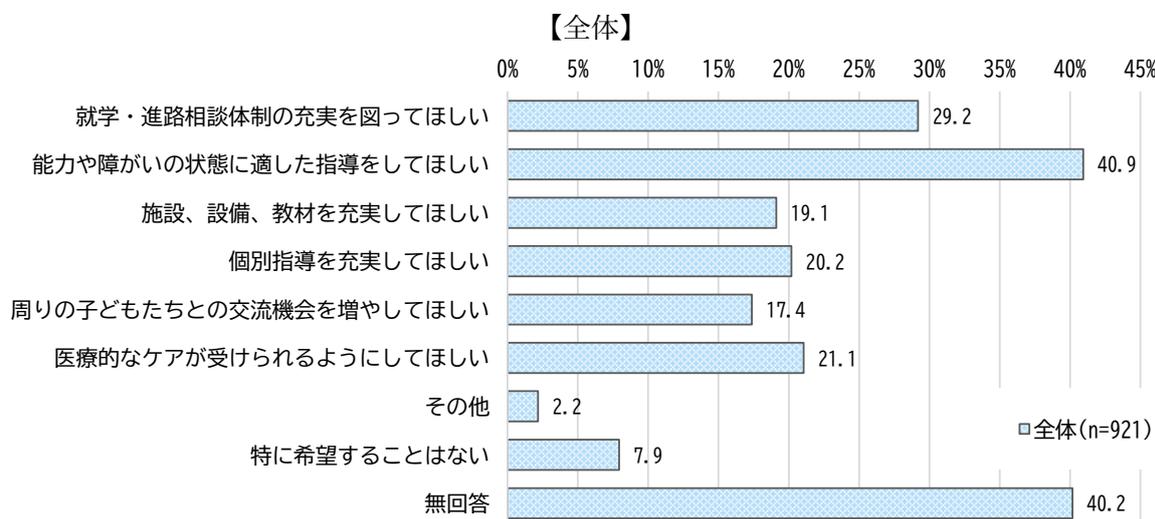


### ③通園・通学先に望むこと

幼稚園・保育園・学校に望む障がいのある子どもへの支援については、「能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が40.9%と最も高く、次いで「就学・進路相談体制の充実を図ってほしい」29.2%、「医療的なケアが受けられるようにしてほしい」21.1%となっています。

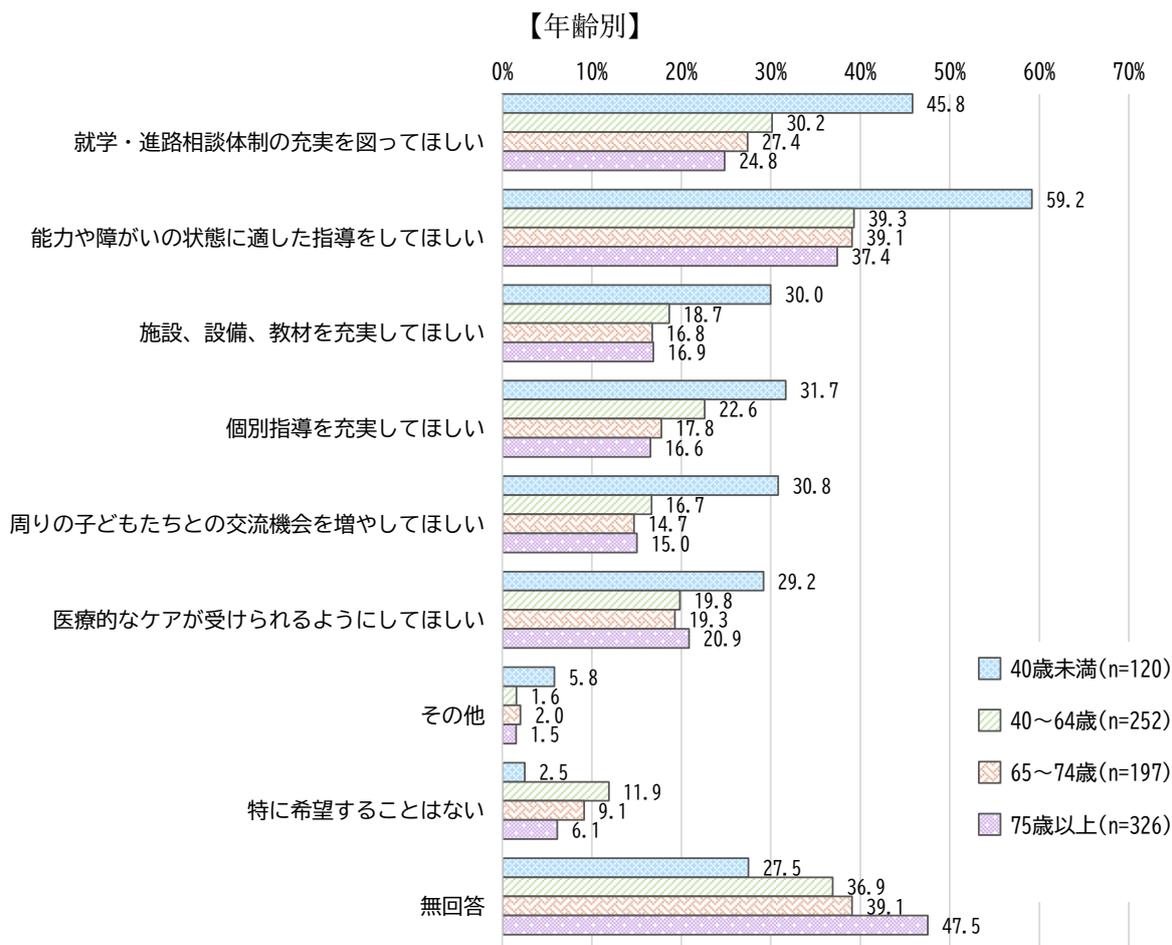
年齢別でみると、いずれの年齢層も「能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が最も高く、特に40歳未満では6割近くとなっています。また、40歳未満では「特に希望することはない」以外の割合が全体的に他の年齢層と比べて高くなっています。

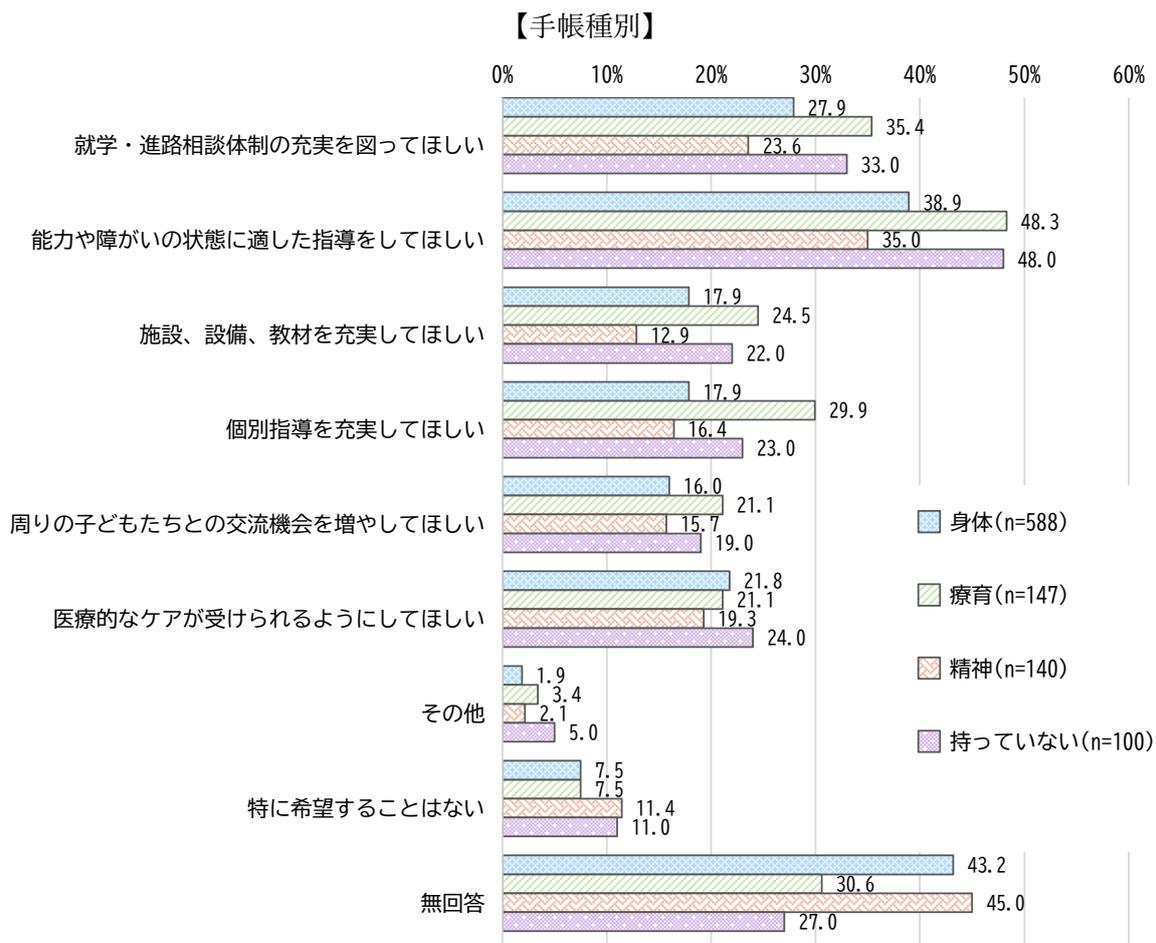
手帳種別でも、いずれも「能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「特に希望することはない」以外の割合が全体的にその他の手帳所持者と比べて高くなっています。



### ■その他の意見

教育者に障がいに対する知識、学習機会の提供
保護者の気持ちを大切にしてほしい（学校等側が切り分けない）
母親への相談の場
障がい者に対応するスタッフの充実
いろんな子が学べるように人を増やしてほしい。現場は人が足りていません。
希望があればかなえてあげてほしい。
親の理解、支援が何より大事だと思うので、保護者側の教育が必要だと思う。
先生方の理解と指導等の知識を持ってほしい。
学校での様子などを保護者に伝えてほしい。本人から聞き取るのは難しいので。





■自由記述

<p>相談をしたときは、出来るだけ具体的な回答がほしい。</p>
<p>身体障害の方は、見た目で判断されやすいが、精神障害者は分かりにくいので、手帳を見せても理解されない事も多いと思う。もう少し偏見をなくす取り組みをしてほしい。</p>
<p>外に出られない、出にくい人が在宅で働けるような仕事が地元では全くないので改善してほしいと常々考えています。外見からわからない障害者でも外に出やすい環境が整っていけば良いと思います。</p>
<p>外では靴を申請して作ってもらっていますが、許可がおりるまで出来るだけ短時間で出来るよう検討願いたい。病院で診察も受けないといけないし、役所にも提出しないといけないし、車がないのでタクシーで行ったり来たりで、靴が出来るまで時間がかかります。</p>
<p>最近、町のサークル活動でお金が来なくなっているとの情報が入りました。もっと私達障害者のために、熱の入った対応をしてもらいたいと願っています。</p>
<p>なるべく自立する事が優先ですが、相談できる友人を持つこと、趣味などを持つことは本当に良いと思う。</p>
<p>年をとるにしたがって体が弱ってきてからは、介助が家族や介助者が頼りになっています。自分の健康や体力がもっと下がって来たら不安です。</p>
<p>今後、障害者の方や御家族の方との交流があれば積極的に参加したいと思います。</p>
<p>精神疾患にもやさしいまちであって欲しい。小児科医が増えて欲しい、通院しやすくなって欲しい。引きこもりなので、医師や専門職員による訪問指導の充実をはかって欲しい。</p>
<p>10年前に比べると地域の方々の障害への理解は高まった（身体、車いす）ように思う。</p>
<p>各々障害のレベルが違うので、中々いろいろな対応が難しいと思います。おそらく、全員が満足して生活が出来るには、市の取り組みが大変になると思います。まず、山鹿市人口減が早く心配。私達が市の手助けが必要になった時、充実している事を願います。</p>
<p>周囲から見える障害、見えない障害、解りづらい障害とあると思いますが、解りづらい障害の方々が生きやすい仕事、学校などの回りの人達が理解出来る様な環境になればと思います。</p>
<p>就労しても周囲の理解が得られずやめてしまう人が多いと思います。親亡き後の事が心配です。</p>
<p>まだまだ障害を持った当事者が住める住宅環境が不足している。住宅環境を整えればもっと当事者が社会に出やすくなると思う。</p>

<p>障害福祉にたずさわる方の人材確保と処遇と待遇の向上をよろしくお願い致します。</p>
<p>年取っても住みやすい町にしてもらいたいです。平和な町にいつもあるようにしていきたいです。お世話になります。もし、子供が居ても住みやすいところであるといいと思います。</p>
<p>運転免許も補聴器使用のため障害マークを車に貼っていますが、周囲のマークに対する認知度が低いと思います。</p>
<p>交通機関の利便性を図って欲しい。これから高齢者が益々増加する中で、病院や買い物に行くのにタクシーばかり使っているのは生活が厳しいです。</p>
<p>公共交通機関において、精神障害者だけ対応していない所があるので、不公平感をも感じています。</p>
<p>これから老後を迎えることもあり、家族もなく、体が動かなくなった時が心配です。</p>
<p>もっともっと町中でバリアフリーが充実したらと思う（トイレ、外食、理容、駐車場、スロープ）。</p>
<p>障害者の介助（介護）者同士のつながり、情報交換、共感の場があればいいのと思います。</p>
<p>視覚障害を持っています。山鹿の町中は段差が多く、歩き難さを感じます。何度も段差につまづいて転んだことがあります。夜道も暗いので、電灯の整備が必要だと思います。</p>
<p>日常生活において、駐車場を利用する際、健常者の方が車イスマークへ駐車することが多く感じます。アナウンスの拡大をお願いしたいです。</p>
<p>どんな仕事（活動）でもいえることですが、自分が相手の立場であったらどのようにしてもらいたいか？どうあったら便利か？等、何に不便さを感じるか？そこからスタートできるのではないのでしょうか。おせっかいでも良いと思う。</p>
<p>放課後等デイサービスは人数が多く、近くの所に週に1日しか入れなかったのも、デイサービスの施設等を増やしてもらえたらと思います。</p>
<p>障害児の両親が亡くなった後も、人間らしく生活していけるよう、更なる制度の充実、政策の推進を願います。</p>
<p>障害を持った子は、健常者の子と一緒に体を動かす場所を共有することは心配が大きすぎて、なかなか出来ませんので、小規模でもいいので体を使う場所が増えると嬉しです。</p>
<p>重度の障害者にとっても暮らしやすい社会になる事を望みます。福祉サービスが利用しやすくなりますように。</p>
<p>障害福祉についてどのようなサービスがあるのか全くわからないので、障害者に制度や受けられるサービスなどの説明を分かり易く広報等で周知を図るべきだと思いうます。</p>

## 4 アンケート調査による障害福祉サービスの在り方

### (1) 調査実施の概要

本計画の策定に当たって、今後必要な障害者福祉の在り方を把握するために、関係団体や事業者に対するアンケート調査を実施しました。

調査対象	障害者支援団体及び 障害福祉サービス事業所	山鹿市内企業
回答数	23 事業所	34 事業所
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査時期	令和 5 年 4 月	令和 5 年 4 月

### (2) 調査結果の抜粋

#### ① 団体・事業所の抱える運営上の課題

○3、4年に1度の加算等の変更で、減算が多く、従業員の給与に影響しないか心配。
○仕事（利用者様の）の確保と仕事量のバランス。
○利用者の自立へ向けての支援方法が個々に違うので、その対応に苦慮している。
○職員体制、安定した経営、専門職員の確保。
○業務の負担が大きいものの、賃金等の労働環境が見合わず、人材不足であること。
○人材確保・人員確保。良い人材をどのように確保し、長く勤務していただくためにはどのようにすればよいか。
○管理者等の突発的な病気や怪我等で長期休暇となった場合の代替職員を確保することが困難。また、働き方改革に対しても雇用する側のゆとりある運営改革も必要。
○指定特定相談支援事業を運営するには、報酬単価や人材確保、人材の質の担保などの課題も多く、全国的に単独経営するのは難しい現状がある。事業所加算の条件も緩和されたとはいえ、母体のない単独事業所や少数配置の事業所では未だハードルが高いのが現状。
○職員の人員不足だけでなく、安易に人員を確保すると人材の低下を招いてしまう。また、人材を確保できたとしても、定着率がよくない。利用者の重度化、障がい特性に対する職員のスキル不足。
○障害福祉サービスは介護職員の負担が大きい。介護保険の介護サービスと比較すると、介護職員の負担が大きく、また、社会福祉協議会から毎月一定額が事業所に支給される買い

物の経費の管理の負担があり、大変苦勞している。
○重度訪問介護では、身体介護を伴うことがほとんどでありながら、身体介護とならず、報酬は家事援助より低い状況。また、加算においても低率となっている。
○労働の内容に見合う報酬に改善されることで、事業所が積極的に障害福祉サービスに取り組みきっかけとなるように思う。
○工賃向上を目指しているが、施設外就労が困難な利用者が大多数であり、利用者は精一杯作業に取り組まれているにも関わらず、内職の請負作業では弊社基本時給を生み出す事が難しい。
○支援学校からの新卒者がなかなか集まらない。

## ② 利用する障がい者や家族が抱える悩みや相談

○障がい児では、就職に対する不安、収入の確保、居住場所の確保等。障がい者では、体調に関する不安、生活面でのサポートの必要性。
○親子やきょうだいの関係性や家での過ごし方など、家庭と社会のギャップに悩んでいる。 (家族が多い)
○家族との折り合いが悪く、それにより安定して通所出来ないケースがある。
○障がいがある方とない方が理解し合うことが難しい。
○事業所の空きが無く、利用できなかつたり、重度の障がいを理由に利用を断られたり、障がい特性に応じた適切なサービスの提供がなされていないケースがある。
○将来に向けた（進学・就労）をどのようにすれば良いのか。
○地域に選べるだけのサービスがないこと。診断名がついているというだけで、障害福祉のサービスありきになり、児童向けのサービスの利用が狭まる。
○環境に慣れ、安心して施設で暮らせるか。他の利用者とトラブルになっていないか。
○発達を診てくれる病院への予約が取りづらい。
○納得できないとカッとなり、暴力的になる。気持ちを上手に抑えられるようになってほしい。自分の気持ちを伝えられるようになってほしい等。
○日中活動の場として同じような病気や障がいを持った方同士で集えるような場所が欲しい。
○親（保護者）の高齢化、親亡き後の利用者の行く末や居住の問題など生活の確保。
○視覚障がいのある1人暮らしの高齢者の方で、家の中で転倒されたりケガなどされた時、ご自分ですぐに助けを呼ぶことが難しい。

### ③ 福祉施設から地域生活への移行促進

○受け入れ施設の増設が必要。
○入所施設等に「日常生活の支援」に特化した職員の配置や、必要なニーズに取り組むための職員の配置が必要。
○切れ目のないサービスの提供。経済的課題の解決。地域におけるキーパーソンの確保。
○訪問看護など医療機関と連携しながら支援を行っていくことが必要。
○地域住人の見守りなどは必須であり、関係を広げて情報共有をすることが必要。
○施設入所されている方に対し、地域生活に対する適切な情報提供をした上で意欲喚起を行う必要がある。情報提供、基盤整備と並行し、利用者様の意思を尊重して支援ができる専門職の育成をすることが重要。
○サービスの種類や質というより、多職種におけるマンパワーの充実が必要。

### ④ 精神科病院から地域生活への移行促進

○精神障がい者に対する差別や偏見の解消や、対象者を支えるコミュニティづくりが必要。
○福祉と医療が連携して支援を行っていくこと。
○障壁をなくすため、皆に情報を共有し、皆さんの理解があってそれが成り立つことを広報などでもアピールする。
○24時間体制の見守りや緊急時における医療及び保護ができる病院との連携が必要。
○実態把握を行いつつ、入院患者様に対し適切な情報を届け、退院意欲喚起を行うこと、一方で実際に支援している医療従事者の意識を変えることが必要。
○病気や障がいに対する適切な理解を得るための普及啓発、社会資源の創出、相談支援体制の充実等を行うことが必要。
○専門性を持つ支援者が必要であり、就労をするにあたっては就労先の理解も得なければならないので、多職種の連携は必須。

### ⑤ 福祉施設から一般就労への移行促進

○就労施設の職員と一般就労の担当職員の引き継ぎや実態把握、情報収集が必要。
○一般企業の障がい者に対する理解。就労系施設と企業との連携システムの構築。
○福祉施設と雇用事業所両者の連携を推進するための交流の機会を増やす取り組みが必要。

○利用者さんの個性を受け止め、確認しての取り組みが重要。
○就労先の企業の社員に向けた、理解促進等に関する研修等が必要。職場の雰囲気づくりも必要。
○障がい者の就労促進に向けて、就労支援事業所と一般企業とが共に学びスキルアップを図る仕組み作りが必要。
○意見交換する場を設け、企業側の本音、就労する者の希望、支援者の課題などを擦り合わせる必要がある。

## ⑥ 障がい者とその家族等に対する支援の質の向上

○他事業所の好事例などの勉強会等の実施や、行動特性の理解、障がいの種類の理解促進。
○他の事業所と交流できるような機会作り。
○虐待に関する事例の紹介により、虐待防止に向けた取り組みの大切さの理解を促進する。
○それぞれの個性に合った支援のあり方を学ぶ。
○実際に障がい者やその家族が持つ悩みを具体的に聞けるような研修が必要。
○家族に対する理解促進のため、子どもの健診時に個別で対応できる研修があればよいのではないか。
○具体的な事例・支援例等に基づいた研修。
○特性を理解した上での障がい児に対する関わり。生活力を高めるためには、自己肯定感を高めるためには。保護者の思いを十分に聞き、福祉を十分に利用し、家族を支える家庭へ踏み入っていくことで、虐待防止につながるのでは？
○障害者虐待防止や権利擁護については継続して啓発活動を行うとともに、日々の業務を振りかえる必要がある。
○障がい者の高齢化により、障がいの特性だけではなく基礎疾患・病気などの学習が必要。
○障がい者及びその家族等に対する伝え方や話し方、ピアカウンセリングの方法などに関する研修。
○支援者は他職種、他機関と連携して自己研鑽し、支援に活かしていく必要がある。
○社会全体、地域全体（山鹿市全体）で人権意識の向上、虐待防止、権利擁護に対する意識向上を図っていくことが重要。

## ⑦ 障がい者とその家族等に対する相談支援

○相談支援事業所を安定して運営していけるための独自（市）のシステム構築及び財政確保。
○相談員のスキルアップが重要。
○相談を受けてから、適切に各関係機関へつなぐことが重要。
○障がい児の場合は、保育施設及び学校等からの情報提供してもらえる仕組みがあればよい。
○相談支援事業の数が足りていないため、相談員 1 人あたりの負担が大きく、細やかな支援が出来ていない場合がある。
○保護者の高齢化により、保護者に対する支援が必要な場合も多くなっている。
○一人ひとりの課題に合わせた個別の支援計画を支援に携わる人達が共有し、当事者を中心にして支援を行っていくことが必要。
○相談機関や相談方法に関する周知が必要。

## ⑧ 障がいのある子どもの支援

○ご家庭全体に問題があるケースも多く、総合的な支援体制の構築が必要。
○事業所の従業員の増加であったり、地域全体の研修の充実化、地域での遊び場の増築等に 取り組むことで、障がい児の居場所作りや社会に向けた支援の幅が広がるのではないか。
○各関係機関の連携の更なる充実を目指すことが重要。
○理解促進に向けた研修機会等の充実。
○不適切な事例に対する市の積極的な介入。
○学校・家庭・事業所で役割分担した取り組みを行っていくことが重要。
○障がいを持つ子どもの家族が不安を持っていることがあるため、家族への支援も必要。
○子どもから大人まで、途切れない丁寧な支援を目指すことが重要
○専門・行政・福祉・教育の包括的なシステムを構築することが必要。
○不正請求や事業所スタッフによる虐待等の不適切な支援がないようにするために、監視機能 を強化していくことも求められていると思う。
○就学前からの支援が必要。福祉事務所、保育所や学校等とも連携を取り、支援のインテーク (取り掛かり) を作るべき。

## ⑨ 障がいを理由とする差別の解消の推進

○障がいの種類や特性に対する理解促進。
○「障害」という言葉を使わない取り組みを福祉だけでなく、地域全体で取り組むこと。
○障がい者が社会生活を送る上での困難を、周りからの一人ひとりに合わせたサポートや環境調整によって軽減を図ることが重要。
○差別の影響等で起こり得る事例等を検証し、子ども達へもわかりやすく伝える取り組みを行う。
○事業所からもっと地域へ発信していくべきだと思う。
○障がい者に対する理解を深めるための啓発・活動の推進、障がいのある人とない人の交流の機会の提供。
○障がいを持つ方の社会参加の促進。閉鎖的な環境をなくすことが重要。
○障がいがある方が問題なく利用できるような施設の整備・バリアフリーや案内等の充実。
○まず第一歩として、山鹿市にどのように福祉サービスがあり、どのような方が利用されているのか、皆さんに知って頂くことが大切だと思う。
○地域の行事にて啓発活動を行い、地域に対して理解促進を図ることが重要。
○「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の普及・啓発や地域相談員の周知と積極的な活用により、障がいを理由とする差別における早期発見や早期解消へつなげると思う。
○学校教育の中で人権教育を図るだけでなく、地域全体で人権意識啓発活動は行うべき。

## ⑩ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

○制度のシステム上、手続き等が複雑であり、対象者の理解が難しい場合がある。
○親族以外が後見人となった場合の信頼関係の構築や、トラブルや事故が起こった場合にどの程度まで介入していくかが課題。
○家族が絶縁、責任放棄しているケース等もあり、困難なケースにもしっかりと対応していくことが求められていると思う。
○制度や相談先等の周知を行う必要がある。
○本人の意志決定・選択を最大限に尊重する為にも、丁寧な説明や話し合いを行い、家族の意向とも調和を図りながらご本人の思いを大切にすることが重要。
○自治体や基幹相談支援センターとの情報共有が重要。

○成年後見センターの活用も含め、正しい情報を利用者様やご家族様に提供する必要がある。また、利用促進事業についても周知し、浸透させる必要がある。
○意思決定支援や成年後見制度等に関する研修会の実施も必要であるが、利用を促進する援助者を配置することで実際の利用者を増やし、事例を見ることで浸透を図ることも一つの方法と考える。

### ⑪ 難病患者への障害福祉サービス等の周知状況

○難病の種類にもよるが、症状に応じてサービスの見直しを行うことが重要。
○利用へつながるまでのサポート、アフターケアが需要。
○難病患者の病名や対応法、注意点等の情報提供が必要。
○難病患者の方も安心して日中活動ができるような環境を整える。
○難病患者の方は、福祉サービスとの連携や利用が出来るとの認識は薄いと感じる。手帳取得、年金取得、必要な福祉サービスの利用等の相談支援に繋げる流れが必要である。

### ⑫ その他

○事業所間だけでなく、他関係機関との接点が持ちやすいような取り組みがあるとよい。
○市全体よりも、地域でのコミュニティ力をアップさせるような取り組みがあればいいのでは。
○社会的孤立を予防するためにも、山鹿市地域全体で総合的かつ、効率化を推進するための情報提供の整備と強化が必要。
○障がいの種別、重度・軽度に関係なく、誰しものが自分らしく暮らせるために、関係各所が連携して支援できる体制づくりが重要。
○適切な福祉サービスの利用の促進。
○サービスの量や質、人材の確保などについて、課題となっている事業所が多い。特に相談支援事業に関しては、ここ数年相談員の不足が言われている。
○地域で安心して過ごすためには、訪問看護の導入は必須。
○地域生活支援拠点等の整備や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、官民一体となり取り組む必要があると思う。
○障がい者に対する身体的・経済的虐待等だけでなく、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所における権利侵害等にも注視していくことが必要。
○福祉の先進地視察等の企画立案等、「山鹿型」といえるような福祉の取り組みを創出して欲しい。職員の資質向上を図る研修などは県の事業であるが、山鹿市では山鹿市の現状に即した内容で、独自の研修を更に推進して欲しい。

## 第3章 計画の基本課題

### 1 ニーズの多様化に対応した総合的な支援の推進

近年、障害福祉サービスと介護保険サービスとの併給関係が整理されたことや、障がい児支援が児童福祉法に基づくサービスに一元化されたこと等により、個別の状況に応じ、複数の制度に基づく福祉サービスを複合的に利用するケースが増えています。少子高齢化の進展や経済情勢の変化に伴い、家族の在り方やライフスタイルが多様化する中、利用者の福祉ニーズも多様化が進んでいます。

これらの状況を踏まえると、これまでと同様乳幼児期から高齢期に至るまで様々な障がいの特性と、ライフステージに応じた切れ目のない支援施策を展開することは、ますます重要な課題と言えます。

また、障がい者に関わる施策は、福祉のみならず、保健・医療・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野や領域にわたっており、これらの支援を支えるためにも、行政各分野間の連携・調整の強化についても、引き続き取り組んでいくことが必要です。

### 2 就労しやすい環境づくりの推進

障がい者が地域で生活を続けていく上で、障がい特性や一人一人の意欲、適性、能力に応じて身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。今後の改正障害者の雇用の促進等に関する法律の施行により、障がい者を雇用する事業主に対しては、障がい者への合理的配慮を提供する義務が生じ、また、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられたことから、障がい者の一般就労がますます重要とされることが見込まれます。

近年、就労移行支援事業から一般就労への移行者数は増加傾向にあり、より多くの障がい者が一般就労し、また、就労を継続するためには、障がい特性や一人一人の意欲、適性、能力等に応じた働き方の開発や普及、処遇の改善を図ることの重要性について、企業等の理解を深める必要があります。

また、生活保護等の公的扶助を受けている人など、就労等による経済的な自立を目指していながら、その機会に恵まれない人への支援として、福祉的就労の底上げを図ることが重要であり、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）や熊本県工賃向上3か年計画等を踏まえ、工賃向上への取組を推進することが求められています。

これらの取組にあっては、制度を設計し実施するのみではなく、一般就労、福祉的就労とも、「働く」ことができる障がい者の多くが「働く」ことを望み、経済的自立を図るため、障がい者や家族、支援者への啓発や意欲の喚起を行うことも必要です。

### 3 福祉サービスの提供体制の整備・充実

障がい者の福祉ニーズに対応するためには、サービスの提供体制を整備することが必要です。そのため、障害福祉計画における各サービスの利用見込みや、障がい特性に応じたニーズを踏まえ、計画的に事業所等の社会資源の整備を図る必要があります。

また、児童福祉法に基づく新たなサービス体系による障がい児支援にあっては、さらなる社会資源の整備を求める声がある一方で、サービスの質の確保を図る必要性も高く、県との役割分担を踏まえた上で、整備に向けた課題の整理が必要です。

なお、これらのサービス提供体制の確保のためには、サービス提供を担う人材の確保・育成が不可欠です。福祉ニーズの多様化に伴い、人材育成を中心としたサービスの質の向上の必要性がますます高まっています。また、社会保障分野においては人材不足問題が深刻化しています。今後の福祉ニーズの増加を踏まえて、人材確保と質の向上を推進していく必要があります。

### 4 全ての市民がお互いを尊重できる社会づくりの推進

障がいのある人もない人と同じく、それぞれが、かけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

しかし、市民アンケート調査結果（P22 参照）によると、障がい者の 24.5%（「よく感じる」3.9%、「ときどき感じる」20.6%を合算して）が、日常生活で差別や偏見、疎外感を感じることもある（あった）と回答しています。

山鹿市障害者計画の基本目標である「誰もが自立し安心して生活できる地域社会の実現」の達成には、市民が障がいや障がい者に対する正しい理解のもと、障がいを理由とした差別がないまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障がい者の権利擁護のための取組を推進する必要があります。

### 5 全ての市民が暮らしやすい“ふくしのまちづくり”の推進

全ての市民が一人の人間として尊厳や権利を尊重され、地域で自立した生活や社会参加を実現していくためには、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」に向けた取組を推進することが重要です。

そのためには、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築を推進することが重要です。

また、全ての市民が暮らしやすいまちにするために、引き続き、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくことも重要です。

■ □ 第 4 期障害者計画編 □ ■

## 第1章 計画の基本目標と体系

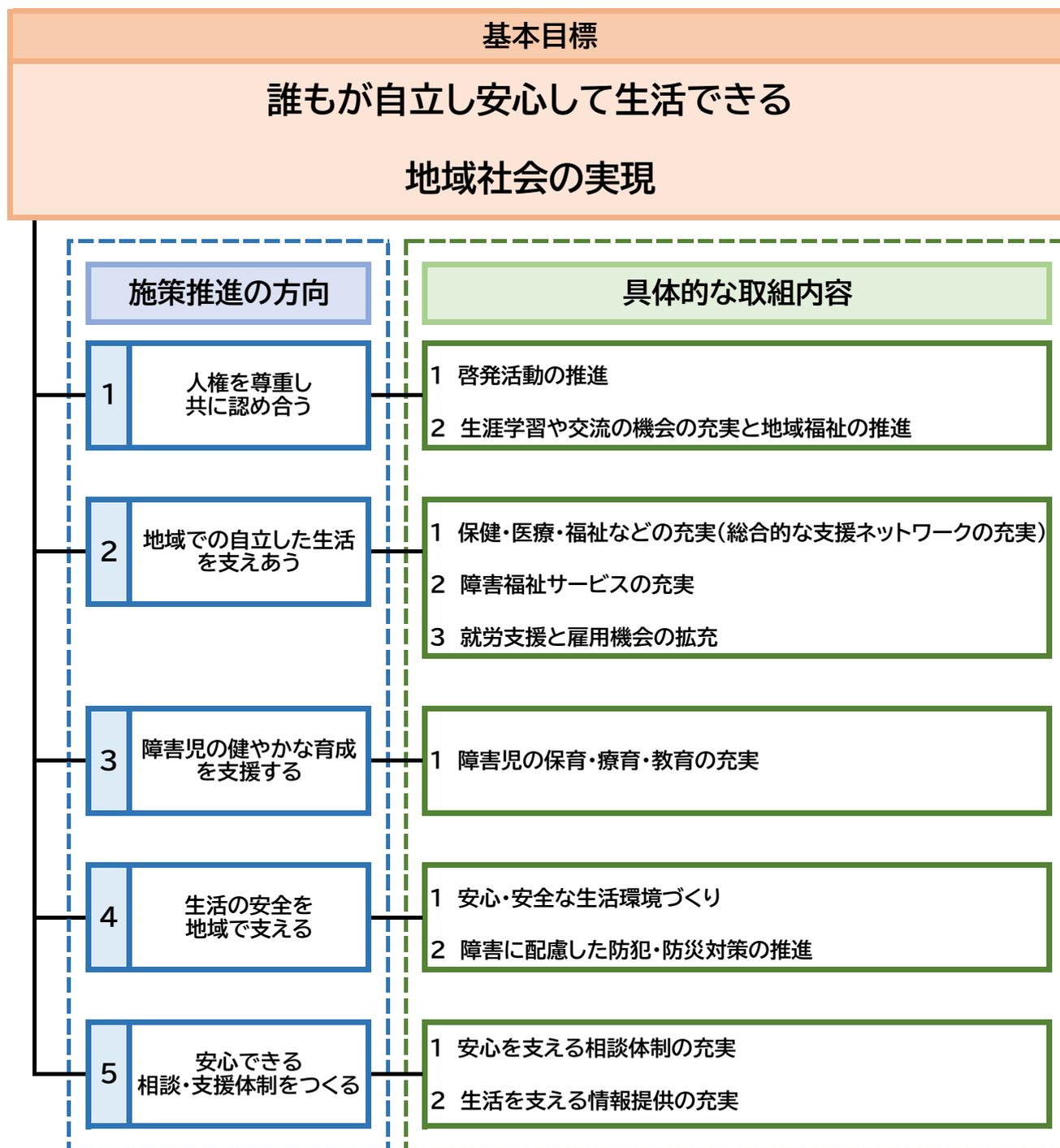
### 1 計画の基本目標

基本目標とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることとなります。「第3期山鹿市障害者計画」では、「誰もが自立し安心して生活できる地域社会の実現」を基本目標とし、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域で共に生活し、積極的に社会に参加できる山鹿市を目指して、様々な取組を推進しています。

本計画においても、前計画の基本目標を継承し、「誰もが自立し安心して生活できる地域社会の実現」を基本目標として掲げ、今後の本市のまちづくりの方向性や法改正の趣旨等を踏まえ、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、生き生きと共生することができる社会の実現を目指します。

**誰もが自立し安心して生活できる  
地域社会の実現**

## 2 施策の体系



## 第2章 障がい者に向けた施策の推進

### 施策推進の方向1 人権を尊重し共に認め合う

#### 1 啓発活動の推進

##### (1) 障がいや障がい者施策に関する効果的な情報提供と啓発資料の作成

- ① 広報による「障がい者」に対する市民の正しい理解と協力を深めるための啓発や、新たな動きや取組の周知により広く市民の理解を深めていきます。
- ② 市のホームページ、やまがメイトなどインターネットを通じた、障害者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発など、多様なメディアの有効活用を図ります。
- ③ 「障がい」や「障がい者」に関する啓発資料の収集に努めるとともに、地域の実情に合わせた啓発パンフレット等の作成に取り組みます。

##### (2) 「障害者週間」やセミナーなどを通じた啓発活動の推進

- ① ふれあい人権講座や地域講演会において「障害者の人権」をテーマにした講演を組み入れ、幼稚園・保育園・学校・行政・企業・各種団体等広く市民へ理解を深めていきます。
- ② 「障害者週間」(12月3日～12月9日)や「人権週間」(12月4日～12月10日)を通じ、地域ぐるみでの人権教育、啓発活動を推進します。
- ③ 山鹿市人権のまちづくり推進事業による講演会や人権講座の開催、街頭啓発などを通して、障がい者の自立と社会参画における差別解消に向けた周知・啓発を図ります。

##### (3) 障害者関係団体による自主的な啓発活動の支援

- ・ 障害者団体による主体的な啓発活動の支援を今後も継続して行います。

## 2 生涯学習や交流の機会の充実と地域福祉の推進

### (1) 障がい者との交流機会の充実

- ①障がい者とボランティア、市民との交流を深めるための貴重な機会である各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。
- ②各種施設等と連携し、今後も地域交流の機会の充実を図ります。

### (2) ボランティア活動の推進

- ①市民のボランティア意識を高める広報啓発活動と同時に、ボランティア体験の機会の提供を行います。
- ②地域福祉の向上に向けて、社会福祉協議会を主体とし、地域団体（山鹿市ボランティア連絡協議会等）の様々な活動を推進します。
- ③市民へのボランティアに対する理解と認識を深め、身近にできる活動となるよう支援を行います。

### (3) 生涯学習の推進

- ①「生涯学習の推進」の観点から、関係部署と協力し、障がい者が参加しやすい内容の学習活動や文化活動の検討や配慮を行います。
- ②障がい者の生涯学習を支援する一環として、視覚障がい者用の音声訳テープ作成などのコミュニケーション支援をボランティア団体と協力し推進します。今後は、音声訳ボランティアや手話通訳者の育成の検討を図ります。

### (4) スポーツ・レクリエーションの促進

- ・「生涯スポーツの振興」の観点から、関係部署と協力し、障がい者が参加しやすい工夫や配慮を行い、障がい者のスポーツ振興を一層図ります。

### (5) 障害者団体の自主的な文化・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の支援

- ・障害者団体が自主的に企画・開催する文化活動や学習活動あるいはスポーツ・レクリエーション活動を支援し、市民との交流を推進します。また、各団体活動のPRや、ボランティア等での市民の参加協力も支援していきます。

## 施策推進の方向2 地域での自立した生活を支え合う

### 1 保健・医療・福祉などの充実（総合的な支援ネットワークの充実）

#### （1）ライフステージに応じた健康づくりと早期発見

- ①子どもの健やかな心や身体の発達は、基本的な生活リズムの確立が基礎になるので、相談や各種健診を通しながら保護者と子どもの発達を確認し合い、子どもの発達段階に合わせた子育てができるよう保護者と一緒に学習を進めていきます。必要に応じて、県のすこやか育児相談や市の心理相談等につなぎながら支援します。
- ②子どもの成長発達に応じて、専門医の受診や療育事業所の活用、その他の福祉サービスの利用を紹介します。市の健康増進課や子ども課とも連携し、対象児の情報共有や支援の方向性を共有します。
- ③虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）等にならないよう特定健診・特定保健指導の充実や糖尿病管理台帳等を活用した疾病の重症化予防に努めるとともに、早期介入・重症化予防対策として、市独自の二次検査の実施や家庭訪問の充実を図ります。
- ④関係機関や関係部署と連携を図り、心の健康づくりとして精神保健の普及啓発に継続して取り組み、相談しやすい体制を整備します。
- ⑤熊本市との連携中枢都市圏事業を活用し、SNS を利用した心の相談事業や県の相談窓口など市内学校や住民への周知啓発を実施します。
- ⑥新型コロナウイルス等感染症の早期予防や感染拡大の防止について、関係機関と連携して対処していきます。

#### （2）障がい者に対する医療サービスの充実

- ①障がい者が安心して治療を受けられるよう、制度の周知を行います。
- ②自立支援医療費の支給及び重度心身障害者医療費助成を今後も継続して行います。

#### （3）障がい者に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進

- ①保健・医療・福祉・教育・雇用など庁内関係部署及び関係機関との一層のネットワークの充実を図り、対象者への円滑な支援体制をつくります。
- ②重層的支援体制整備事業を有効に活用して、庁内の関係部署との連携や情報の共有を密にし、課題解決に向けた取組を推進します。
- ③民生委員、児童委員、介護保険事業所職員、生活支援コーディネーター、やまがサポーター等が高齢障がい者の自立支援に関して理解を深められるよう普及啓発を図り、地域の見守りネットワークづくりを推進します。
- ④社会福祉協議会と連携し、高齢障がい者等の自立支援に向けて、やまがサポーター等の養成と活動支援を推進します。

- ⑤社会福祉協議会を中心に、地域活動、地域安全活動、子育て支援、施設ボランティア等の多様な活動のネットワークを構築することで、障がい者が暮らしやすい地域をつくりま  
す。

#### (4) 総合的なマネジメント機能の確立

- ・関係行政機関、医療機関、社会福祉法人との連携を強化するとともに、障がい者の自立生活の支援や社会参加支援に係る必要な支援体制の構築のため、「障害者支援地域協議会」の運営を通じて総合的なマネジメントの実施を推進します。

## 2 障害福祉サービスの充実

### (1) 訪問系サービスの充実

- ・在宅で生活する障がい者や施設（病院）生活から地域での生活へ移行する人が、利用ニーズや障害支援区分に応じて、適切なサービスを利用できるよう、障害者総合支援法に基づくサービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者に対して専門的人材の確保及びその質的向上を継続して働きかけていきます。

### (2) 日中活動系サービスの充実

- ・訪問系のサービスと同様に適切なサービスを利用できるよう、障害者総合支援法に基づくサービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者に対し専門的人材の確保及びその質的向上を今後も継続して働きかけていきます。

### (3) 居住系サービスの充実

- ①障害者総合支援法に基づく居住系サービスが適切に提供できるよう、サービス事業者への働きかけを今後も積極的に行います。
- ②市の住宅施策の中で、障がい者の地域での自立生活の基盤について、より一層の充実が図れるように検討していきます。

### (4) 地域移行・地域生活定着支援の推進

- ①障がい者が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付と事業の周知を図ります。
- ②精神障がい者に対する相談支援を強化するため、相談体制の充実や保健所などの関係機関との連携を図ります。また、地域移行促進及び地域生活定着のため関係者の更なるネットワークづくりを目指します。

- ③障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関との連携をより一層図るとともに、「成年後見制度」の適切な利用や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を今後も推進します。
- ④「自立生活援助」の周知に努め、利用者の施設や病院での生活から地域社会での生活への円滑な移行に努めます。
- ⑤高齢障がい者においては介護保険制度を優先しながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な生活支援（調理・買物・安否確認等）の基盤整備を進めるとともに、在宅高齢者福祉事業、介護保険サービスや地域支援事業を併用した支援を行います。

## （5）就労支援の強化

- ・利用者ができるだけ長く一般就労できるよう「就労定着支援事業」の周知に努めます。

## （6）障害児支援の充実

- ①児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。
- ②保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- ③重症心身障がい児、医療的ケア児等の特別な支援が必要な障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、地域における課題の整理や地域支援の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

## （7）計画相談支援の充実

- ①障がい者からの相談件数が年々増加していることから、さらなる事業の充実を図るために、関係機関と協力しチームでの支援、家族も含めた支援の取組を図ります。
- ②障がい者の相談や情報提供、サービス利用計画の作成などを行う相談支援事業の質の向上を図ります。
- ③「山鹿市障害者支援地域協議会」を通じ、地域における様々な関係機関との連携を図り、相談機能、マネジメント機能の強化に取り組むと同時に、事例検討や支援の経過報告等を行い、相談機能の質の向上も目指します。
- ④各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携を取りながら、情報を共有して相談に応じ、継続した支援を行います。

## (8) 人的資源の育成・確保

- ・今後のサービス利用のニーズに適切に対応するため、障がいに対しての理解や専門知識の取得はもとよりアセスメント能力を高める勉強会などを開催し、サービス提供者等の資質の向上を図るとともに、新たな人材の育成に努めます。

## 3 就労支援と雇用機会の拡充

### (1) 施設から一般就労への移行支援

- ①障がい者の一般就労を支援するため、サービス事業者に対する障害者総合支援法による就労移行支援事業の取り組みを推進するとともに、就労支援の更なるネットワーク充実に目指します。
- ②障がい者の就労を継続的に支援できるよう、サービス事業者に対して障害者総合支援法による就労継続支援事業への移行をサービス事業者に働きかけます。特に、新規サービス事業所においては、障がい者の支援への理解を深めるために関係機関の協力体制を整備し、就労支援ネットワークの充実に目指します。
- ③就労支援部会等での勉強会や就労支援セミナーの開催を通じて、関係者への情報提供を行い一般就労への移行を目指します。

### (2) 障がい者の雇用の促進

- ①関係部署等と連携し、障がい者の雇用の促進を目指します。
- ②障がい者の雇用を目指し、企業や事業所を対象に障がいの理解と雇用の啓発セミナーを開催します。また、企業見学バスツアー等により企業見学を行うなど、就労支援を行います。
- ③事業主に対して、障がい者の雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底を図るとともに、法定雇用率の達成を促進するなどの啓発活動を推進します。
- ④商工会議所等の関係機関と連携し、事業主へのセミナーの参加を求める啓発活動を行います。
- ⑤就労希望者の把握を関係者で行い、適宜ハローワークを紹介し職業訓練につなげます。

## 施策推進の方向3 障がい児の健やかな育成を支援する

### 1 障がい児の保育・療育・教育の充実

#### (1) 障がい児の保育・療育の充実

- ①障がいの状況に応じた対応や、支援が必要と思われる児童の早期対応等、専門機関と連携し、より一層の統合保育（障がい児と健常児を一緒に保育）を実施します。
- ②鹿本地域療育ネットワーク会議等で、県など関係機関との連携を図り、組織体制を強化することにより、子育て支援から就労支援・生活支援の相談体制の更なる充実を目指します。
- ③子育て関係職員を対象に、職員のスキルアップ及び保育の質の向上を目的とした研修会を実施し、障がい児の受け入れ体制の整備に取り組みます。
- ④公立園を中心に、私立園や関係機関の連携のもと、インクルーシブ保育の充実を図ります。
- ⑤幼稚園・保育園・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・通園施設など関係機関との連携を密にし、児童発達支援センターの指導・助言を受けながら、相談支援体制の充実を図るとともに、障がい児の受入体制の整備に取り組みます。
- ⑥障がい児に対して、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うため、就学前にサポートブックを作成し、就学後の個別支援計画を含むサポートファイルへの円滑な移行ができる支援体制を確立します。

#### (2) 特別支援教育の充実

- ①関係機関等との連携を密にし、情報の共有化を図りながら、就学相談・指導の充実と切れ目のない支援体制の整備に取り組みます。
- ②療育担当者会議、医療的ケア児支援会議等へ積極的に参加し、医療や福祉との情報交換に努め、更なる連携体制の深化に努めます。
- ③特別支援学校からの派遣による巡回相談が計画的に実施されるように助言・計画します。また、巡回相談員会議で情報共有しながら、各学校での支援体制が充実するよう、適切な助言に努めます。
- ④インクルーシブ教育の充実が図られるよう、特別支援教育コーディネーター研修を充実し、専門性の更なる向上を図るとともに、各学校でインクルーシブ教育に関する研修の実施を促します。
- ⑤各学校において、実践しているインクルーシブ教育について、保護者の理解が深まるような取り組みの検討・実施を促します。
- ⑥学校訪問や巡回相談等において、特別な教育的支援が必要な児童生徒への関わり方についての助言を継続的に行います。
- ⑦個別の教育支援計画や指導計画が効果的に活用できるよう、特別支援教育コーディネーターが中心となった学校の推進体制について助言します。

- ⑧山鹿市が作成している、幼保から高校まで引き継ぐことのできる「ハートフルサポートシート」の様式を整理し、確実に引継ぎが行われるよう助言します。
- ⑨配慮が必要な生徒の実態把握に努め、支援体制を整えるとともに、必要な支援が確実になされるよう助言します。

## 施策推進の方向4 生活の安全を地域で支える

---

### 1 安心・安全な生活環境づくり

#### (1) 人にやさしいまちづくりの推進

- ①都市計画道路の整備（改修）や公園施設、公共施設や公衆トイレ、案内表示の更新の際には、誰もが利用しやすいバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備を行います。
- ②シニアカー、及び車椅子を利用される交通弱者の方が安心して利用できる環境整備を引き続き努めます。
- ③障害者施設周辺の舗装整備を重点的に行います。

#### (2) 移動支援の充実

- ①障がい者が就労等に伴い運転免許を取得する場合や、身体障がい者が自ら所有し運転する場合に、自動車の運転免許取得・改造のための助成を行うとともに、制度の周知に努めます。
- ②障がい者の外出支援のための移動支援については、ニーズの的確な把握に努め、関係部署と協議を行い、適切な事業の推進を図ります。

#### (3) 障がい者に配慮した住まいの確保

- ①障がい者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、事業所と協力しながら、グループホーム等の適切な整備を推進します。
- ②障がい者の生活の場の確保を支援するため関係部署と連携し、市営住宅の確保、入居条件緩和など継続して行います。

## 2 障がい者に配慮した防犯・防災対策の推進

### (1) 地域単位での防災・防犯体制づくりの推進

- ①水害・土砂災害時に要配慮者の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を関係部署と連携し促進します。
- ②市の自主防災組織育成事業補助金を活用し、組織活動の充実と活性化を図ります。
- ③「山鹿市地域防災計画」に基づき、定期的な名簿の更新を行い、同意確認による適切な情報共有体制の構築を進めていきます。また、関係する福祉専門職等の協力のもと、個別避難計画の実効性を高める取組を行います。

### (2) 防災知識・情報の提供

- ①「山鹿市地域防災計画」に基づき、避難情報の適切な提供がなされるよう、平時からの見守り及び避難場所、避難誘導組織などの情報共有を行います。
- ②防犯に関する啓発活動や災害時に効果的かつ迅速に必要な情報が提供できるよう、要援護者一人一人の個別計画のもと、聴覚障がい者など障がいの特性を考慮した緊急情報提供のシステム化を目指します。

## 施策推進の方向5 安心できる相談・支援体制をつくる

### 1 安心を支える相談体制の充実

#### (1) 市役所窓口サービスの充実

- ①市役所窓口到手話通訳ができる人を配置したり、障がいの状況について情報の共有化を図ることにより、サービスの充実を図ります。
- ②相談内容に対応できる体制の充実を図るため、総合相談窓口の充実に努めます。

#### (2) 総合的な相談ネットワークの構築

- ①障がい者の相談内容に迅速かつ的確に対応し、精神的・身体的な負担を軽減するために、一般相談員や関係部署との連携による「ワンストップ相談」<sup>\*</sup>の充実を目指します。

<sup>\*</sup>様々な分野にわたる障がい者やその家族からの相談に効率的かつ迅速に対応できるよう、関係部署の連携により一つの窓口で対応できるようにする。

- ②社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所等、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを今後も一層推進します。

#### (3) 一般相談員等の相談員活動の充実

- ・障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決に当たる一般相談員や身体障害者相談員、知的障害者相談員などによる相談活動の充実を図り、生活の不安解消、問題解決に努めます。

#### (4) 民生委員・児童委員の相談活動の充実

- ①障がい者やその家族で援助を必要とする人が、相談支援や個別援助活動がより身近で気軽にできるよう、民生委員・児童委員と連携をとり、相談活動等の充実を推進します。
- ②民生委員・児童委員専門部会において研修を通して、障がいに対する知識拡大を図り、民生委員・児童委員による相談活動の更なる推進を図ります。

#### (5) 相談支援体制の充実

- ・相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターの相談支援体制の充実に努めます。

#### (6) 権利擁護の推進

- ・障害者虐待防止センターを中心とし、障がい者の権利侵害や、虐待等の困難事例に対応するとともに、成年後見制度の周知・支援を行い、権利擁護の推進を図ります。

## 2 生活を支える情報提供の充実

### (1) 障がいの特性に配慮した情報提供

- ①防災無線等により、視覚障がい者に配慮した音声情報提供を検討します。
- ②インターネットなどの文字媒体以外の情報提供手段についても効果的な利用方法を検討し、今後も、住民への情報提供の場として内容の充実を図ります
- ③重要文書や案内文書などについて、障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。

■ □障害福祉計画・障害児福祉計画編□ ■

## 第1章 国の指針に基づく数値目標

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

### 1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
<p>○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>国の基本指針に基づき、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者119人のうち、6%以上に当たる8人が地域生活に移行することを目標とします。また、令和8年度末時点における施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者119人から5%以上に当たる6人を削減した113人以下とすることを目標とします。地域へ移行した障がい者が地域で安心して生活できるよう、居住環境の整備やサービスの提供体制の確保に努めます。</p>

成果目標		考え方
(現状) 施設入所者数	119人	令和4年度末時点の入所者数
(目標) 目標年度の地域移行者数	8人	令和8年度末の施設入所者からグループホーム等への移行者数見込み
(目標) 目標年度の施設入所者数	113人	令和8年度末の施設入所者数
(目標) 削減見込み	6人	令和8年度末の削減見込み数

## 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
<p>○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、取り組みを積極的に推進することが必要である。</p>
具体的な取組
<p>国の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、本市においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保及び支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。</p>

活動指標	単位	計画値（活動指標）		
		R6年度	R7年度	R8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/年	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/年	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/年	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/年	0	0	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	人/年	0	0	1

### 3 地域生活支援の充実

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各市町村市又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>本市では既に地域生活支援拠点を1箇所設置しています。今後も引き続き、拠点の更なる機能の充実を図るとともに、強度行動障害を有する者への支援体制についても関係機関等を交えて協議し、支援体制の更なる充実を目指します。</p>

成果目標		考え方
目標年度の地域生活支援拠点等の確保数	1箇所	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の設置箇所
コーディネーターの配置	1人	令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数
強度行動障害を有する者への支援体制の整備（箇所）	1箇所	令和8年度末時点の整備数

## 4 福祉生活から一般就労等への移行状況

国の基本指針	
<p>○令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数から 1.28 倍以上とするとともに、就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数のそれぞれ 1.31 倍・1.29 倍・1.28 倍とすることを基本とする。</p> <p>○令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合を 50%以上とすることを基本とする。</p> <p>○令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の 1.41 倍以上とするとともに、令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合を 25%以上とすることを基本とする。</p>	
目標設定の考え方	
<p>国の基本指針に基づき、令和8年度における就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数を踏まえ、それぞれ 1.31 倍・1.29 倍・1.28 倍以上に当たる 4 人・4 人・1 人以上とすることを目標とします。</p> <p>また、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合を 50%以上、過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合を 25%以上とすることを目標とします。</p>	

成果目標		考え方
目標年度の一般就労の移行者数	9 人	令和8年度の一般就労移行者数
内訳	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	4 人 令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	4 人 令和8年度の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	1 人 令和8年度の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合	50%	令和8年度の割合
過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合	25%	令和8年度の割合

## 5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主幹部局等が中心となって、関係機関の連携のもとで児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>○令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。</p>
目標設定の考え方
<p>本市では、すでに児童発達支援センターを設置し、支援体制の構築がなされている状況です。今後も体制の維持に努めるとともに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の更なる深化を目指し、関係機関との連携体制を密にして取り組みます。</p>

成果目標		考え方
児童発達支援センター設置数	1 箇所	令和8年度末時点における設置数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	1 箇所	令和8年度末時点における設置数
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	令和8年度末時点の整備数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	令和8年度末時点の整備数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 箇所	令和8年度末時点の整備数
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	1 箇所	令和8年度末時点の整備数

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制を確保することを基本とする。</p> <p>○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>本市では、すでに児童発達支援センター及び自立支援協議会を設置しています。今後も相談支援体制の充実・強化を目指します。</p>

成果目標		考え方
基幹相談支援センターの設置	市単独で設置	令和8年度末時点における基幹相談支援センターの有無
協議会の体制確保	市単独で設置	令和8年度末時点における協議会の体制確保の有無

活動指標	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談支援センターの設置の有無	箇所	1	1	1	1	1	1
自立支援協議会における専門部会の設置数	部会	4	4	4	4	4	4

## 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針
○令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
目標設定の考え方
熊本県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、担当職員は積極的に参加し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供に努めます。

活動指標	単位	活動指標		
		R6年度	R7年度	R8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	人/年	7	7	7
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	—	無	無	無

## 8 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針
○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。
○現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
○現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。
目標設定の考え方
現段階でペアレントトレーニング等の支援プログラム等を実施する予定はありません。今後、障がい者のニーズ等の把握に努め、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

## 第2章 障害福祉サービスの実績と必要量の見込み

### 1 訪問系サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む。）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人（障害支援区分3以上）	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①居宅介護（ホームヘルプ）	人/月	105	102	108	104	110	97
	時間/月	1,365	1,387.1	1,404	1,401.0	1,430	1,376.9
②重度訪問介護	人/月	12	13	13	12	14	10
	時間/月	700	610.9	750	525.9	800	429.0
③同行援護	人/月	12	10	13	11	14	9
	時間/月	80	51.8	85	59.8	90	40.4
④行動援護	人/月	5	4	5	4	6	3
	時間/月	60	43.8	65	39.9	70	33.6
⑤重度障害者等包括支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/月	150	0	150	0	150	0

③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護（ホームヘルプ）	人/月	106	108	110
	時間/月	1,429	1,457	1,485
②重度訪問介護	人/月	13	14	15
	時間/月	569	613	657
③同行援護	人/月	12	13	14
	時間/月	65	71	77
④行動援護	人/月	5	5	5
	時間/月	49	49	49
⑤重度障害者等包括支援	人/月	1	1	1
	時間/月	100	100	100

## 2 日中活動系サービス

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、①49歳以下の場合は障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある（就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。）障がい者	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結び付かない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。 (雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ①ALS患者など呼吸管理を行っている障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所	①障害支援区分が区分1以上の人 ②障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

## ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	240	216	255	219	270	217
	人日/月	4,560	4,017	4,845	4,030	5,130	4,043
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	0
	人日/月	22	6	22	7	22	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	9	10	10	14	11	6
	人日/月	162	126	180	153	11	119
就労移行支援	人/月	16	12	17	9	18	11
	人日/月	288	204	306	148	324	176
就労継続支援 (A型)	人/年	150	119	165	118	180	117
	人日/月	2,850	2,282	3,040	2,249	3,230	2,234
就労継続支援 (B型)	人/年	120	130	135	144	150	155
	人日/月	2,470	2,507	2,660	2,707	2,850	2,867
就労定着支援	利用者数/月	2	3	4	3	8	5
療養介護	利用者数/月	29	25	30	23	30	23
短期入所(福祉型)	人/年	33	8	34	7	35	20
	人日/月	83	68	85	45	88	58
短期入所(医療型)	人/年	5	2	6	3	7	6
	人日/月	4	8	5	15	6	30

③サービスの見込量

種 類	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護	人/月	225	230	240
	人日/月	4,144	4,239	4,429
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	7	7	7
自立訓練（生活訓練）	人/月	15	16	17
	人日/月	166	179	192
就労選択支援	人/月	0	0	0
就労移行支援	人/月	12	12	12
	人日/月	224	224	224
就労継続支援（A型）	人/月	130	150	170
	人日/月	2,477	2,857	3,237
就労継続支援（B型）	人/月	170	190	220
	人日/月	3,201	3,581	4,151
就労定着支援	利用者数/年	4	5	6
療養介護	利用者数/年	23	23	23
短期入所（福祉型）	人/月	8	8	9
	人日/月	68	68	75
短期入所（医療型）	人/月	4	4	5
	人日/月	15	15	19

### 3 居住系サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障がい者にとっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

#### ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/年	8 (4)	0	12 (8)	2	12 (8)	3
共同生活援助(グループホーム)	人/年	130 (30)	124	140 (35)	130	150 (40)	136
施設入所支援	人/年	132	123	131	119	130	115

※（ ）については精神障がい者の人数

③サービスの見込量

種 類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	人/月	3	4	5
共同生活援助（グループホーム）	人/月	150 (40)	170 (40)	190 (40)
うち、重度障がい者の数	人/月	1	1	1
施設入所支援	人/月	119	119	113

※（ ）については精神障がい者の人数

## 4 相談支援

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者 ・障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	(1) サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 (2) 継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む。）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

### ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	200	176	210	177	220	190
地域移行支援	人/月	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	1 (1)
地域定着支援	人/月	1 (1)	0	1 (1)	0	1 (1)	0

※（ ）については精神障がい者の人数

③サービスの見込量

種 類	単 位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	人/月	180	185	190
地域移行支援	人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)
地域定着支援	人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)

※（ ）については精神障がい者の人数

## 第3章 地域生活支援事業等の実績と必要量の見込み

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず全ての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

必須事業と実施している任意事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 障害者相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 意思疎通支援事業
	(6) 日常生活用具給付等事業
	(7) 手話奉仕員養成研修事業
	(8) 移動支援事業
	(9) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 福祉ホーム事業
	(2) 訪問入浴サービス
	(3) 日中一時支援事業
	(4) 食の自立支援事業

# 1 必須事業

## (1) 理解促進研修・啓発事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
理解啓発研修・啓発事業	回/年	4	1	4	2	4	4

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	回/年	4	4	4

## (2) 自発的活動支援事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取り組みを支援します。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自発的活動支援事業	件/年	3	3	3	3	3	3

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	件/年	3	3	3

(3) 障害者相談支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、介護者等	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
基幹相談支援センター		地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業		市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。
住宅入居等支援事業		障がい者が一般住宅に入居する際に、入居に必要な調整や家主等への相談・助言といった支援を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業	(設置数) 箇所	1	1	1	1	1	1
	(相談件数) 件/年	3,500	4,754	3,600	4,712	3,700	4,140
	(地域支援) 件/年	1,200	887	1,250	693	1,300	492
地域自立支援協議会設置数	箇所	1	1	1	1	1	1

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	(設置数) 箇所	1	1	1
	(相談件数) 件/年	4,200	4,400	4,600
	(地域支援) 件/年	520	540	560
地域自立支援協議会設置数	箇所	1	1	1

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者	障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

##### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	8	7	4	8	5

##### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	6	7

## (5) 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
意思疎通支援事業	人/年	70	82	75	54	80	80

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人/年	85	85	90

## (6) 日常生活用具給付等事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等であって当該用具を必要とする者	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める6種の給付・貸与が行われます。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	件/年	5	3	5	6	5	2
自立生活支援用具	件/年	10	5	10	3	10	5
在宅療養等支援用具	件/年	9	3	10	9	11	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	30	10	30	9	30	1
排泄管理支援用具	件/年	1,200	1,189	1,224	1,161	1,248	1,238
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	3	1	3	0	3	3

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	8	8	8
在宅療養棟支援用具	件/年	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	11	12
排泄管理支援用具	件/年	1,274	1,310	1,346
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	3	4	5

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	実施主体が適当と認められたもの	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援するための事業です。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修事業	(養成者数) 人/年	8	0	9	4	10	16

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	(養成者数) 人/年	10	10	10

## (8) 移動支援事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
移動支援事業	市が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
移動支援事業	人/年	16	15	17	12	18	7
	時間/年	864	435	918	243	972	626

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	10	11	12
	時間/年	896	986	1,076

## (9) 地域活動支援センター機能強化事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
地域活動支援センター機能強化事業		障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センター	箇所	5	5	5	5	5	5
	人/年	40	24	45	70	50	62

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所数	5	5	5
	人/年	65	67	69

## 2 任意事業

### (1) 福祉ホーム事業

#### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
福祉ホーム事業	家庭環境、住居事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者	住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。

#### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	5	5	5	5	5	5

#### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1
	人/年	5	5	5

## (2) 訪問入浴サービス

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者手帳 1 級に該当する人であって、両上肢及び両下肢の機能の障がいをもつる人又はこれに準ずる肢体不自由のある人で、家庭で入浴することが困難な人	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第 6 期障害福祉計画期間					
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
訪問入浴サービス事業	人/年	1	0	1	0	1	0

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

### (3) 日中一時支援事業

#### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日中一時支援事業	日中において支援する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

#### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援事業	箇所	13	11	13	7	13	8
	人/年	30	30	30	39	30	24

#### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	8	8	8
	人/年	30	30	30

## (4) 食の自立支援事業

### 【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
食の自立支援事業	市内に住所があり、障害福祉サービスを利用している人で、宅配サービスが必要と認められる人	障がい者へ夕食の宅配を行い、食生活の改善や健康増進、安否確認を行います。

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期障害福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
食の自立支援事業	人/年	2	1	2	1	3	2

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
食の自立支援事業	人/年	2	2	2

## 第4章 障がい児支援の実績と必要量の見込み

### 1 障害児通所支援

#### (1) 児童発達支援

##### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

##### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期障害児福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	110	132	125	123	140	109
	回/月	315	335	330	374	345	366

##### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	135	150	170
	回/月	410	455	515

## (2) 医療型児童発達支援

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期障害児福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
医療型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	回/月	1	0	1	0	1	0

### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人/月	0	0	1
	回/月	0	0	22

### (3) 放課後等デイサービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。

#### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期障害児福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
放課後等デイサービス	人/月	350	335	380	380	410	403
	回/月	2,220	1,825	2,400	1,940	2,580	2,116

#### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人/月	420	440	460
	回/月	2,100	2,220	2,340

## (4) 保育所等訪問支援

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期障害児福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
保育所等訪問支援	人/月	2	4	2	6	3	3
	回/月	2	4	2	6	3	3

### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人/月	7	8	9
	回/月	7	8	9

## (5) 居宅訪問型児童発達支援

## ① サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅訪問型 児童発達支援	重度障がいがあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

## ② サービスの利用実績

種類	単位	第2期障害児福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	回/月	1	0	1	0	1	0

## ③ サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1
	回/月	0	0	10

## 2 障害児相談支援

### (1) 障害児相談支援

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
障害児相談支援	障害児通所サービスを希望する児童	<p>■障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>■継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

#### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期障害児福祉計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害児相談支援	人/月	150	150	160	162	170	172

#### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	180	185	190

### 3 その他の事業

#### (1) 巡回支援専門員整備事業

##### ①サービスの概要

サービス名	サービス内容
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場所への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がいのある子どもの保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

##### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
巡回支援専門員整備事業	件/年	380	580	390	515	400	557

##### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	件/年	560	580	600

## ■計画の推進体制の確保と進捗管理

### 1 関係機関との連携

---

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。山鹿市福祉課が中心となり、これらの庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。障がい児についても、庁内関係各部門と連携を図りながら、支援が必要な子どもの健全育成に努めます。

また、施策の推進とサービスの実施にあたっては、障がい者、障害者関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健・医療関係機関、教育関係機関、ボランティア団体等と連携するとともに、近隣市町とも連携を図りながら推進します。

### 2 計画の進行管理

---

本計画の実施にあたっては、山鹿市障害者支援地域協議会と連携しながら、計画の進捗状況の点検や評価等計画の進行管理を行います。

また、障害福祉計画についての国の基本指針にのっとり計画を推進できるよう、関係機関・団体・地域住民・サービス事業者等と情報交換を行い連携を密にすることで、切れ目のないサービス提供体制が確保できるよう努めていきます。

計画の進捗管理については、利用者のニーズに対応して、P（Plan 計画）D（Do 実行）C（Check 評価）A（Action 行動）サイクルに沿って、サービス提供体制の整備と見直しを行っています。

## ■資料編

### 1 山鹿市障害者支援地域協議会規程

平成26年5月20日

告示第114号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規程に基づき、本市における障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)への支援の体制の整備に関する協議及び障がい理由とする差別の解消に向けた協議を行うため、山鹿市障害者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関すること。
- (2) 相談支援の個別事例に係る支援のあり方に関すること。
- (3) 相談支援事業の運営及び評価に関すること。
- (4) 障害者等の支援に係る社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者等に対する虐待の防止に関すること。
- (6) 地域の関係機関の連携に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害者等への支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関の代表者
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第5条 協議会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

( 専門部会 )

第6条 協議会に、専門の事項を調査及び検討させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

( 庶務 )

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

( その他 )

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規程は、平成26年5月20日から施行する。

( 山鹿市障害福祉計画策定委員会規程及び山鹿市障害者自立支援協議会規程の廃止 )

- 2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 山鹿市障害福祉計画策定委員会規程(平成18年山鹿市告示第47号)

(2) 山鹿市障害者自立支援協議会規程(平成19年山鹿市告示第32号)

附則(平成29年3月28日告示第20号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月31日告示38号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 山鹿市障害者支援地域協議会委員名簿

	主な組織委員	委員名	委員の所属等
1	学識経験を有する者	相藤 絹代	熊本学園大学 社会福祉学部 非常勤講師 (元 熊本学園大学 社会福祉学部 准教授)
2	保健・医療関係者	田代 桂一	一般社団法人 鹿本医師会 副会長 山鹿温泉リハビリテーション病院 院長
3	社会福祉関係者	三浦 貴子	障害者支援施設 愛隣館 館長
4		富田 さと美	山鹿市社会福祉協議会 介護保険係長
5		有働 正博	山鹿市民生委員・ 児童委員連絡協議会 副会長
6	教育・雇用関係機関 の関係者	鶴田 史子	山鹿市教育委員会 山鹿市立鹿北小学校 校長
7		新井 陽子	菊池公共職業安定所 統括職業指導官
8		緒方 孝臣	山鹿市企業連絡協議会 会長 フジクラプレシジョン株式会社 取締役
9	障害者団体の関係者	帆足 岸子	山鹿市手をつなぐ育成会 鹿央分会 会長
10		米岡 吉春	山鹿市精神障害者家族会 「山鹿きぼうの会」会長
11	行政機関関係者	徳永 寿豊	県北広域本部（菊池地域振興局） 保健福祉環境部 福祉課長

山鹿市  
第4期障害者計画 第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

発行日：令和6年3月

発行：山鹿市

編集：福祉部 福祉課

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3

TEL：0968-43-0052